

鎌ヶ谷市

第3次行財政改革推進プラン

～未来に希望を持てる持続可能なまちであり続けるために～

(令和3年度～令和8年度)

令和7年10月改訂版

鎌ヶ谷市

～目次～

はじめに.....	1
第1章 これまでの行財政改革推進計画等の策定経緯と主な成果.....	2
1 行財政改革推進計画等の策定経緯	2
2 これまでの主な取組みとその成果	3
第2章 行財政改革の必要性	8
1 人口に関する課題	8
2 財政状況に関する課題	11
3 公共施設の老朽化に関する課題.....	14
4 デジタル化の進展	15
第3章 第3次行財政改革推進プランについて	16
1 計画の名称等	16
2 計画の目的	16
3 計画の位置づけ	17
4 計画期間.....	18
5 数値目標.....	18
6 取組みの柱	20
7 取組み項目一覧（全62項目）	22
8 推進体制.....	66
第4章 資料編.....	68
1 用語解説.....	68
2 計画の策定体制	71
3 計画の策定過程	72
4 鎌ケ谷市行財政改革推進本部設置規程.....	73
5 行財政改革推進プランに係る検討会議設置要領	77

はじめに

本市は、平成19年度決算において、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しからなる国の三位一体改革や少子高齢化の進展による社会保障費の急激な増加等に伴う財政状況の悪化により、財政の弾力性を示す経常収支比率^(※)が千葉県内56市町村中最下位になるとともに、平成19年度当初予算編成時には、市の貯金となる財政調整基金^(※)がほぼ枯渇するなど、極めて厳しい危機的な状況に陥りました。

また、国は、平成19年3月、夕張市が地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」という。）に基づく財政再建団体に移行することなどを契機に、自治体の早期の財政健全化を図るため、再建法を廃止したうえで、新たに「地方公共団体における財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）」を平成20年4月1日に一部施行しました。

このことから、すべての地方公共団体は、同法に基づき、平成20年度決算から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率^(※)、将来負担比率^(※)の健全化判断比率等^(※)を監査委員の審査を付したうえで、議会に報告することが義務付けられ、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つのいずれかに区分されることとなりました。

このような状況下において、本市は、決して財政破綻に陥らないよう、すべての職員が危機的な財政状況を理解し、議会や市民のご理解とご協力を得るため、車座集会やタウンミーティングにより情報共有を図ったうえで、全庁一丸となって行財政改革を断行しました。

特に、平成20年度予算編成では、自立可能な自治体として存続し、変革していくスタート地点として、すべての事務事業について、必要なコストとその効果を意識しながら、各部局が自主的に様々な見直しに着手するなど、行革推進型の予算編成に取り組みました。

また、平成23年度にスタートした総合基本計画後期基本計画においても、厳しい財政状況を踏まえて、選択と集中による重点化を図る計画とするなど、全体構成の見直しを行いました。

その結果、本市の財政状況は、経常収支比率や基金残高など、予想を上回るスピードで改善するとともに、その成果は、安全・安心、子育て、教育、魅力あるまちづくりに活用することができました。

令和2年度決算においても、行財政改革で得られた各種基金を有効活用することで市民サービスの充実を図るとともに、実質収支は約17億円の黒字となるなど、法に基づく健全化判断比率は健全な段階に位置付けられています。

一方で、経常収支比率や基金残高は、市で定める目標値を下回るとともに、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加は避けられない状況にあり、今後の財政状況は、厳しさを増しつつあります。

そのため、新たな視点による、行財政改革を早期に着手し、これからも持続可能な行財政運営を堅持するため、『第3次行財政改革推進プラン』を策定しようとするものです。

1 章 これまでの行財政改革推進計画等の策定経緯

1 行財政改革推進計画等の策定経緯

本市は、継続的かつ積極的に行財政改革を推進するため、行財政改革に関連する計画を次のとおり絶え間なく策定しています。

平成15年度には、総合基本計画「かまがやレインボープラン」の実現と自立したまちをめざすことなどを基本的な考え方とした「鎌ケ谷市行財政改革推進計画（かまがや行革アクションプラン100）」を策定し、職員定数の削減や補助金の見直しなどを行いました。

その後、総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、かまがや行革アクションプラン100を改訂する形で「集中改革プラン21」を策定しました。

また、集中改革プラン21の主要項目となる民間委託の推進に特化した「民間委託等推進計画」を策定し、指定管理者制度^(※)の活用、PFI手法^(※)の検討などに取り組んできました。

平成23年度からは、「～みんなで考え、実行する～行財政改革推進プラン」を第1次から第2次改訂版まで策定することで、市税の徴収率の向上や未利用地の売却、企業誘致の推進やデジタルサイネージ^(※)の導入などに取り組んできました。

<各計画の目的等>

行財政改革推進計画（かまがや行革アクションプラン100）

1 計画期間 平成15年度～平成19年度

2 計画の目的等

「市民と行政の協働」「新たな行財政システムの構築」「レインボープラン21の実現」「自立したまちをめざして」などを旨とするものとして策定した計画となります。

集中改革プラン21

1 計画期間 平成17年度～平成21年度

2 計画の目的等

国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、かまがや行革アクションプラン100を改訂する方法で策定した計画となります。

民間委託等推進計画（第1次）

1 計画期間 平成21年度～平成25年度

2 計画の目的等

集中改革プラン21の主要項目となる「民間委託等の推進」に基づき、指定管理者制度の活用、PFI手法の検討、民間委託の推進などに特化した計画となります。

行財政改革推進プラン（第1次）

1 計画期間 平成23年度～平成27年度

2 計画の目的等

「市民サービスの維持、向上」「財源の確保」を目指すため、「歳入増のための取組み」「歳出抑制のための取組み」「変化に対応できる行財政体質構築のための取組み」の3本の柱を設定して策定した計画となります。

民間委託等推進計画（第2次）

- 1 計画期間 平成26年度～平成30年度
- 2 計画の目的等

第1次民間委託等推進計画の取組みの課題や問題点を検証し、「新たな業務委託等の検討」「業務の一括化・集約化」「外部からの業務参加の推進」「職員の意識向上、団体の育成」の4本の柱を基本とした計画となります。

行財政改革推進プラン（第2次・改訂版）

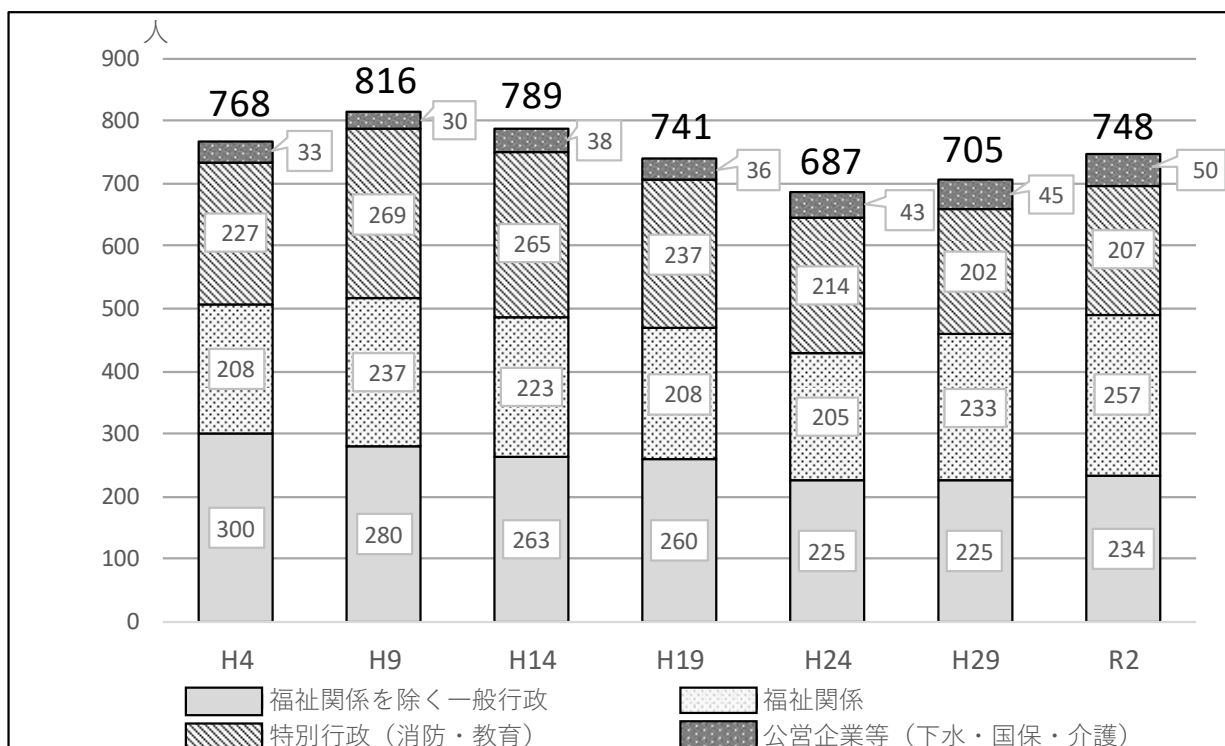
- 1 計画期間 平成28年度～令和2年度（改訂版：令和元年度～令和2年度）
- 2 計画の目的等

「事務の最適化・効率化」「財政基盤の安定・効率化」「質の高い行政サービスの提供」を基本目標に掲げたうえで、前計画を継承した3本の柱を設定して策定した計画となります。

また、改訂版においては、「健全な財政状況の維持」と「将来のまちづくりへの積極的な投資」の2つのバランスを見極め、行財政資源（財源・人材・資産）の配分適正化による行政サービスの向上を掲げています。

2 これまでの主な取組みとその成果**（1）職員数の適正化による人件費の抑制**

少子高齢化の進展、多様化する市民ニーズや権限移譲などにより、市が行う事務量は増加する状況にありますが、財政状況により職員数の大幅な増員が見込めないことから、定員適正化計画を策定し、「再任用職員の活用」「民間委託の活用」「組織のスリム化」「技能労務職の退職者不補充」などを取り入れることにより、職員数の適正化及び人件費の抑制を図ってきました。

<部門別職員数の推移>**（2）市独自の給与削減策の取組み**

市では、これまで主に次の給与削減策を行っています。

ア 管理職手当の削減（平成14年度～平成29年度）

平成14年10月から平成19年9月には、全管理職の管理職手当の15%を削減し、その後、平成19年10月から平成22年3月には、8級職の管理職手当の25%を削減し、7級職の管理職手当の20%を削減するなど、平成29年度にかけて管理職手当の削減を行いました。

イ 日当・支度料の廃止（平成17年度～）

国内旅行の日当及び外国旅行の支度料を廃止しました。

ウ 持ち家に係る住居手当の廃止（平成29年度～）

持ち家に係る住居手当について、平成29年度に半額、平成30年度に全額廃止しました。

エ 時間外勤務手当の抑制（平成18年度～）

時間外勤務について、部局別枠配分制度を導入することで、時間外勤務手当の抑制を行いました。

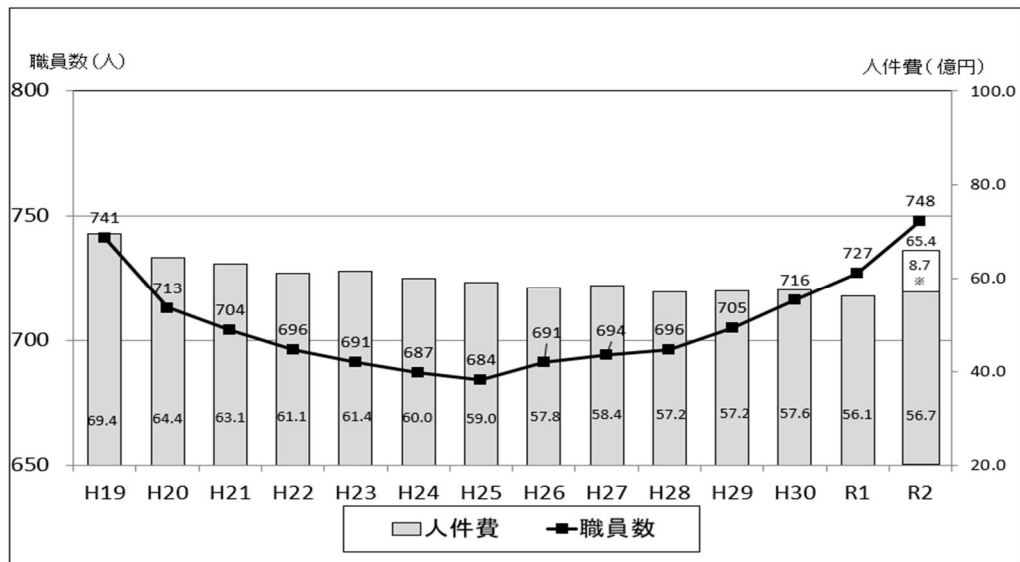
オ 特殊勤務手当の廃止（平成19年度～）

特殊勤務手当について、平成19年度に14手当を廃止し、平成20年度に2手当を廃止しました。

カ 地域手当の削減（平成20年度～）

平成20年度に10%から9%に、平成22年度に9%から7%に改正しました。（平成27年度からは国県の動向を踏まえ、7.5%としています。）

<人件費及び職員数の推移>



※職員数は、常勤一般職（常勤再任用を含む）となります。

※人件費は、普通会計ベースで、常勤特別職、非常勤特別職、常勤一般職（常勤再任用を含む）、非常勤一般職が含まれますが、令和2年度から会計年度任用職員の報酬等約8億7千万円が、賃金から人件費に算入されたため、増額となっています。

（3）指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正に伴い、

公の施設の管理に民間の知識、技術力（ノウハウ）を活用することで、住民サービスの向上と管理運営経費の削減等を目的に、民間事業者等に施設の管理運営を行わせるものとなります。

なお、本市は、次の公共施設（令和3年4月1日現在で18施設）に指定管理者制度を導入しています。

ア 平成18年4月～

スポーツ施設（8施設）、地域福祉センター、福祉作業所、社会福祉センター

イ 平成27年4月～

鎌ケ谷、南初富、道野辺中央の各コミュニティセンター

ウ 平成28年4月～

弓道場、アーチェリー場

エ 令和2年3月～

きらりホール、中央公民館

（４）PFI事業の実施

PFIは、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法の一つで、安価で優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的としています。

本市は、平成26年4月（契約期間：15年間）に、学校給食センターの設計、建設、維持管理運営業務にPFI手法を活用しています。



学校給食センター



学校給食センターの調理の様子

（５）公共施設使用料、下水道使用料の改定

公共施設は、施設整備に土地の購入、施設の設計及び整備費が必要となり、整備後においても、人件費、維持補修費など多額の経費が必要となることから、将来にわたって、安定的な行政サービスを提供するため、「受益者負担原則の徹底」「使用料算定根拠の確立及び公表」などを定める方針に基づき、平成20年4月に施設使用料を平均1.6倍とする見直しを実施しました。

また、下水道使用料は、家庭や事業者などから出る汚水をきれいな水に戻すための下水道処理施設や下水道の維持管理などの一部に使われていますが、下水道財政基盤の安定を図るため、平成20年6月分から下水道使用料を平均12.8%引き上げました。

（６）市税等の徴収率向上

市税、国民健康保険料、介護保険料、公共下水道料金、保育料、学校給食費について、多様な納付チャンネルを導入するなど、徴収環境の整備を図るとともに、各種滞納金の対策強化を図ることで、徴収率の向上を図っています。

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
市税	94.07%	94.98%	96.22%	96.92%	97.28%
国民健康保険料	77.46%	77.47%	79.78%	82.20%	84.06%
介護保険料	95.53%	95.40%	96.08%	96.21%	96.91%
公共下水道料金	92.90%	92.82%	93.71%	94.88%	96.69%

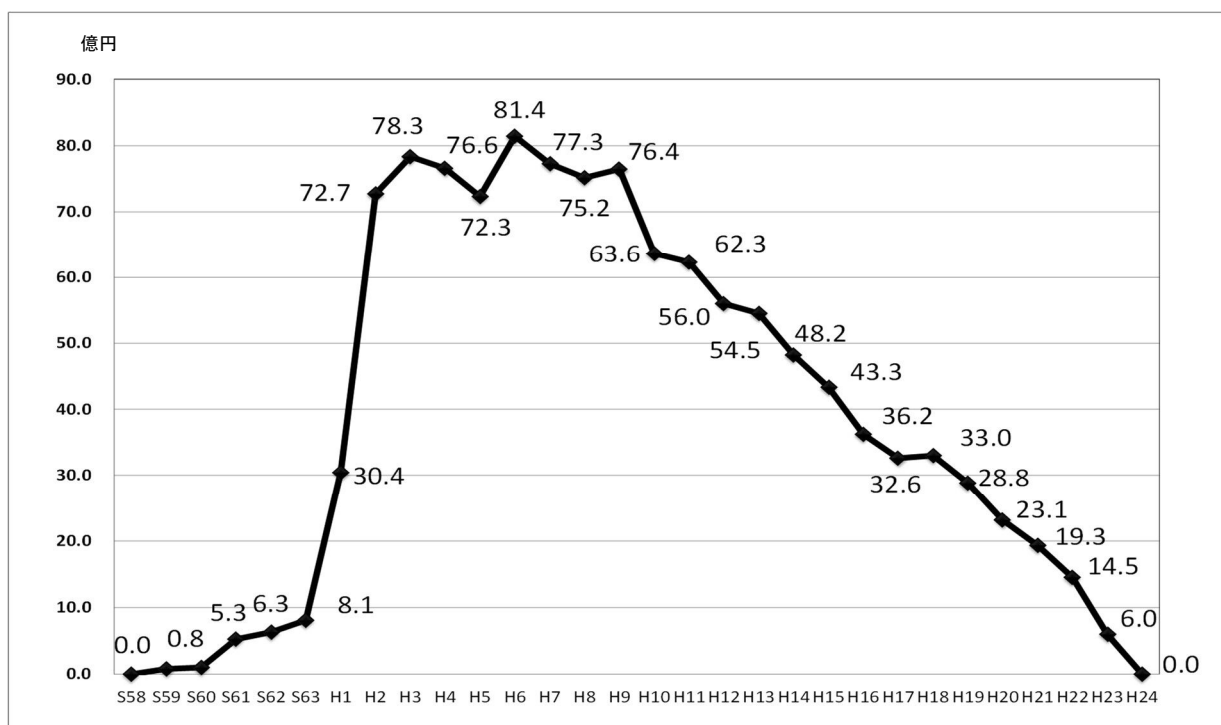
（７）財団法人鎌ケ谷市都市公社（第三セクター）の解散

財団法人鎌ケ谷市都市公社（以下「公社」という。）は、市の都市基盤整備の推進に協力するため、公有用地の取得、管理等を行うことを目的に、昭和47年6月に市が100%出資して設立した法人となります。

公社は、市の依頼に基づき、土地の先行取得等を行うことによって、国庫補助金の活用及び地権者の要望に対する時宜を得た対応をしていましたが、市の財政状況の悪化、土地価格の大幅な下落などに伴い、保有土地の長期化及び支払利息の増加を招き、急激に経営が悪化しました。

そのため、市では、平成21年1月に公社に関する経営健全化計画を策定し、市が計画的に買戻しを行うことで、平成6年度に最も多かった債務81億4,240万円を平成24年度にすべて解消し、平成25年3月31日に公社は解散しました。

＜公社の借入金残高の推移＞



（８）行財政改革の意識醸成（車座集会等の実施）

本市は、市の抱える行財政課題について、情報共有を図るとともに、行財政改革の一層の推進を図るため、平成19年度から車座集会を開催しています。

なお、実施形式は、全庁版、各部局主催版、行革版などがあり、全庁版や行革版の場合には、総務企画部の管理職と一般職員が直接対話し、各所属所で抱える課題や提案などについて、意見交換を行っています。

本プランを策定する際にも、行革版の車座集会を行うことで、様々な意見等が提案されています。

【開催実績】

- ア 実施回数 205回
イ 参加人数 延べ2,393人
(令和2年度末現在)

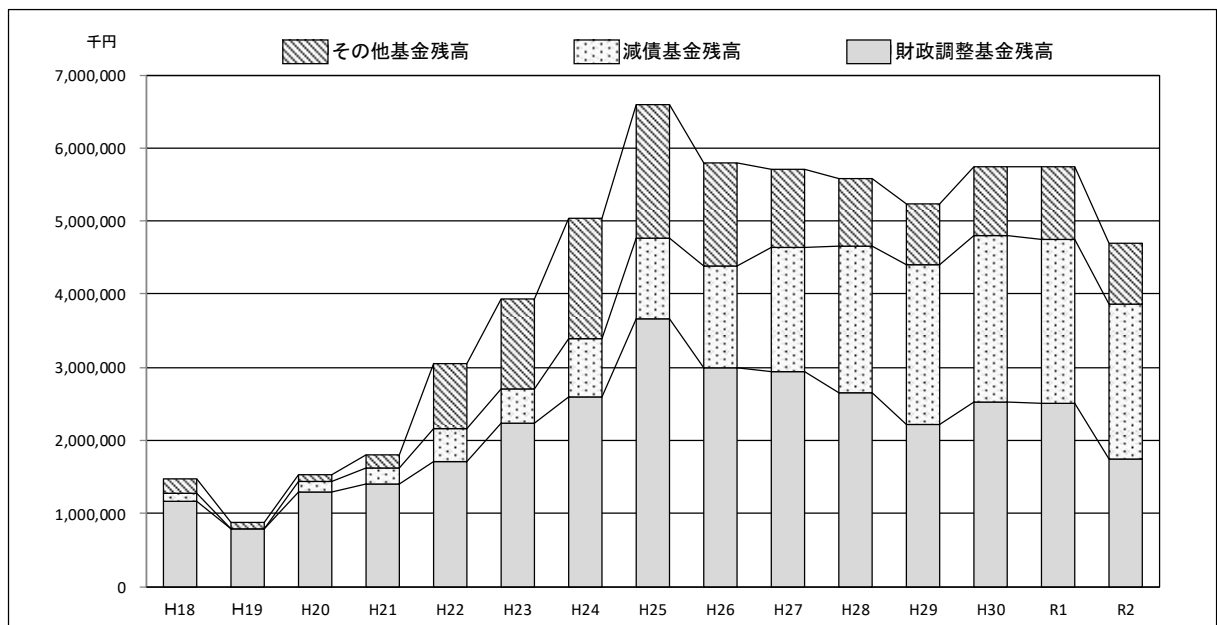


車座集会の様子

(9) 基金残高の確保

基金残高は、国の三位一体の改革、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などにより減少傾向にありましたが、市を挙げて積極的に行財政改革に取り組んだ結果、財政調整基金や減債基金^(※)などの残高を確保しました。

＜基金の推移＞



第2章 行財政改革の必要性

1 人口に関する課題

《主な課題》

令和元年をピークに人口が減少傾向に転じること

急激に少子高齢化が進展していること

生産年齢人口が減少していること

《主な影響》

- 1 労働力人口の減少
- 2 経済成長率の低下
- 3 社会保障の給付と負担のアンバランスが強まる傾向
- 4 財政状況の悪化
- 5 理想の子どもの数を持たない社会

※ 影響部分は、内閣府ホームページを参照

《人口の推移》

本市の人口は、昭和35年から増加傾向にあり、令和元年に11万人に到達し、その後ほぼ横ばいで推移しています。

一方、市が独自に実施した本市の将来人口推計によると、本市の人口は、令和元年をピークに減少傾向となり、令和27年時点では100,104人になると見込まれます。

ポイント（令和元年をピークに人口は減少傾向に転じる）

平成17年：103,550人
 令和 元年：110,091人
 令和 2年：109,887人
 令和27年：100,104人（推計値）

《少子化の状況》

15歳未満の年少人口は、平成24年の14,555人をピークに減少に転じ、令和2年時点では12,835人（11.7%）と実数・構成比ともに最も低くなっています。

一方、市が独自に実施した本市の将来人口推計によると、15歳未満の年少人口は、将来的にも減少傾向にあり、令和27年時点では9,890人（9.9%）になると見込まれます。

ポイント（平成24年をピークに年少人口は減少に転じている）

平成17年：14,305人（13.8%）
 平成24年：14,555人（13.2%）
 令和 2年：12,835人（11.7%）
 令和27年： 9,890人（ 9.9%）（推計値）

《生産年齢人口の状況》

15～64歳の生産年齢人口は、平成11年の76,205人をピークに減少に転じ、令和2年時点では65,781人（59.9%）と実数・構成比ともに最も低くなって

います。

一方、市が独自に実施した本市の将来人口推計によると、15～64歳の生産年齢人口は令和7年以降減少傾向となり、令和27年時点では52,714人（52.6%）になると見込まれます。

ポイント（令和7年以降、生産年齢人口は減少傾向となる）

平成11年：76,205人（75.0%）
 令和2年：65,781人（59.9%）
 令和7年：66,070人（60.5%）（推計値）
 令和27年：52,714人（52.6%）（推計値）

《高齢化の状況》

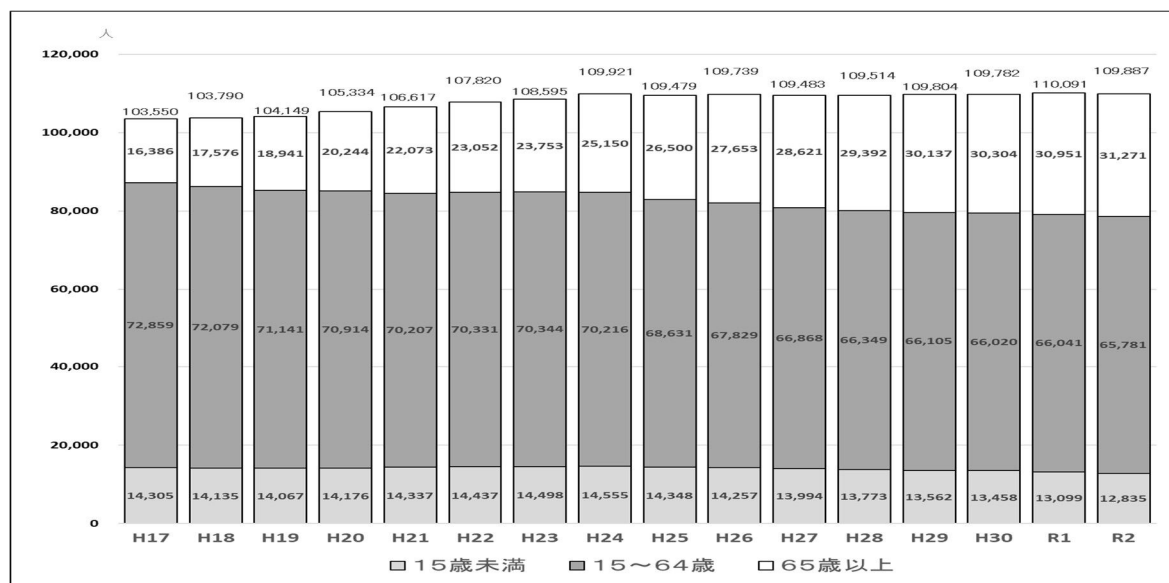
65歳以上の老年人口は実数、構成比ともに大幅に増加しており、平成17年の16,386人（15.8%）に対して、令和2年は31,271人（28.4%）となっています。

一方、市が独自に実施した本市の将来人口推計によると、65歳以上の老年人口は、将来的にも増加傾向にあり、令和27年は37,500人（37.5%）になると見込まれます。なお、65～74歳人口が令和2年は15,295人、令和27年は16,675人で約1.1倍、75歳以上人口は令和2年が15,976人、令和27年が20,825人で約1.3倍になると見込まれます。

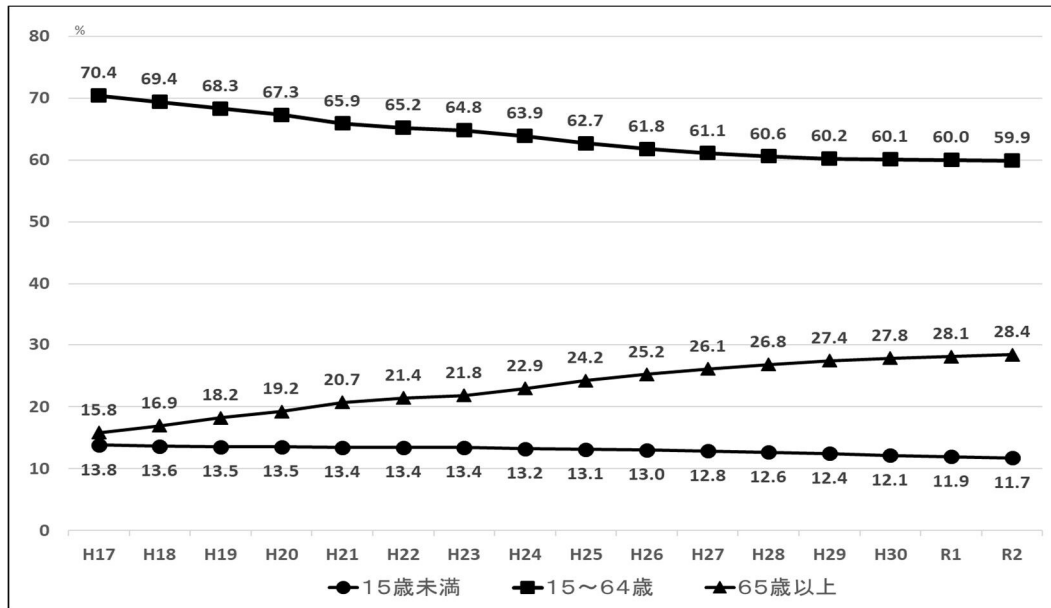
ポイント（老年人口は、大幅に増加傾向となっている）

平成17年：16,386人（15.8%）
 令和2年：31,271人（28.4%）
 令和27年：37,500人（37.5%）（推計値）

＜年齢3区分人口（実数）＞

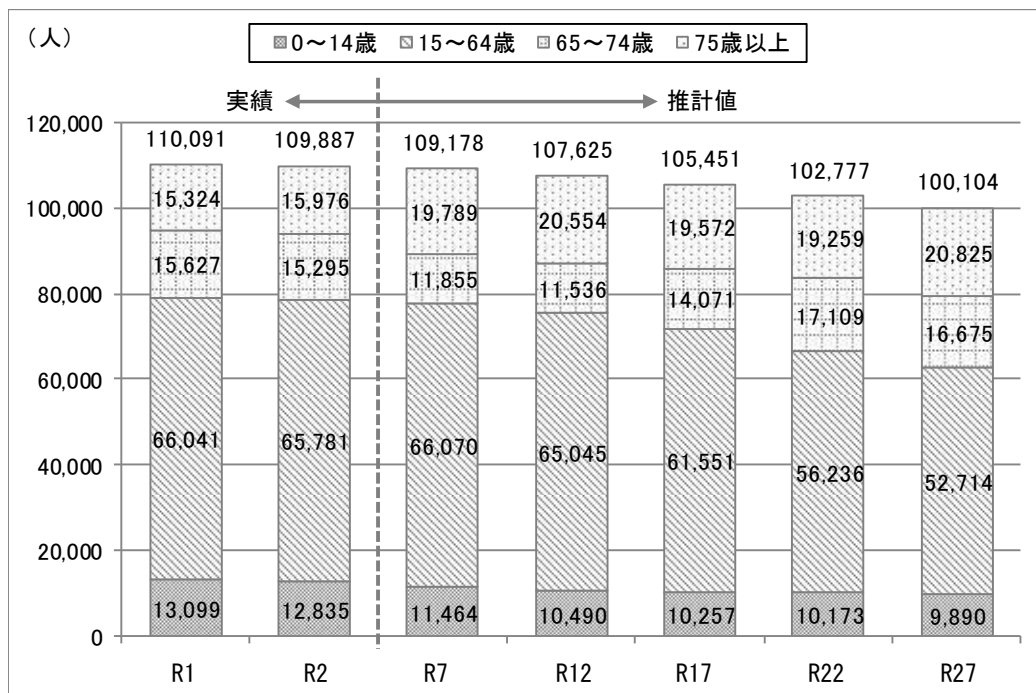


＜年齢3区分人口（構成比）＞



※本文及びグラフは、10月1日現在の住民基本台帳人口であり、平成20年以前は3月末現在としています。

<人口推計結果（令和2年10月1日基準）>



出典：令和元年・令和2年は「住民基本台帳人口（10月1日時点）の実績値」
令和7年以降は推計結果（各年10月1日時点）

※ この人口推計は、令和2年10月1日の住民基本台帳人口を基準日とし、国立社会保障・人口問題研究所による本市の男女別・年齢別の将来生残率の推計値、本市の合計特殊出生率の実績値（令和元年：1.22）を国立社会保障・人口問題研究所による全国の将来推計の増減率で補正した合計特殊出生率の推計値、本市の新生児の出生における男女比を表す出生性比などにに基づき算定しています。

2 財政状況に関する課題

《主な課題》

経常収支比率（財政の弾力性）が悪化傾向

少子高齢化等に伴い、扶助費等が増加傾向

法人市民税、固定資産税の偏在性が高い

地方交付税、臨時財政対策債^(※)の依存度が高い

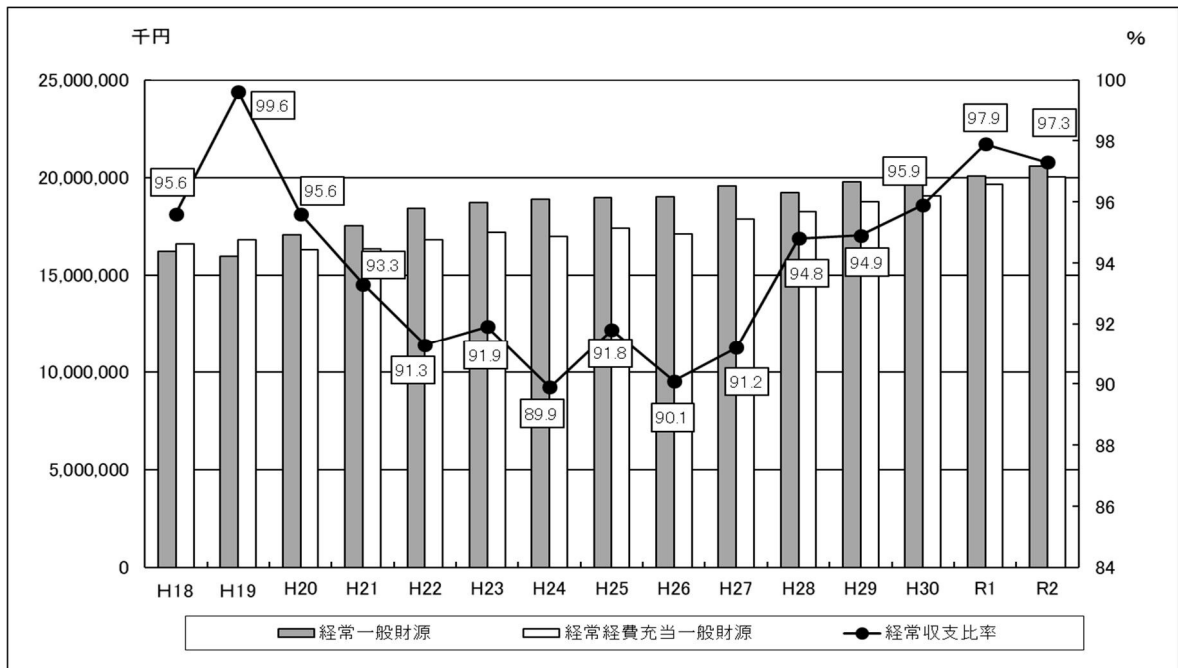
《主な影響》

- 1 投資的な経費への財源が確保できないこと。
- 2 市民生活に密着した基礎的な行政サービスを優先するため、その他の市民サービスに低下を招くおそれがあること。
- 3 国の政策転換、予算に影響を受けやすい財政構造であること。

（1）経常収支比率の推移

経常収支比率は、経常的な収入となる一般財源（市税、交付税など）が、経常的な経費（人件費、扶助費、公債費^(※)など）に充てられた割合で、収支の弾力性を図る財政指標となります。

本市は、平成19年度に99.6%と最も悪化したことから、行財政改革を積極的に推進し、平成24年度には89.9%に改善しましたが、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増などに伴い悪化傾向にあり、弾力性を失っている状況にあります。



《参考》

令和2年度決算：千葉県平均91.2%（54市町村）

54市町村中49位、95%以上の団体は9団体

(2) 義務的経費の推移

ア 人件費

人件費は、職員数の定員適正化を徹底することにより、平成20年度は対前年度と比較して5億円減額し、次年度から平成25年度まで毎年度1億円から2億円程度、段階的に減額しています。

平成26年度以降は、職員数は増加していますが、退職者と新入職員の給与差などに伴い、人件費は、横ばいで推移し、令和2年度からは、会計年度任用職員の報酬等が、賃金から人件費に算入されたため、増額しています。

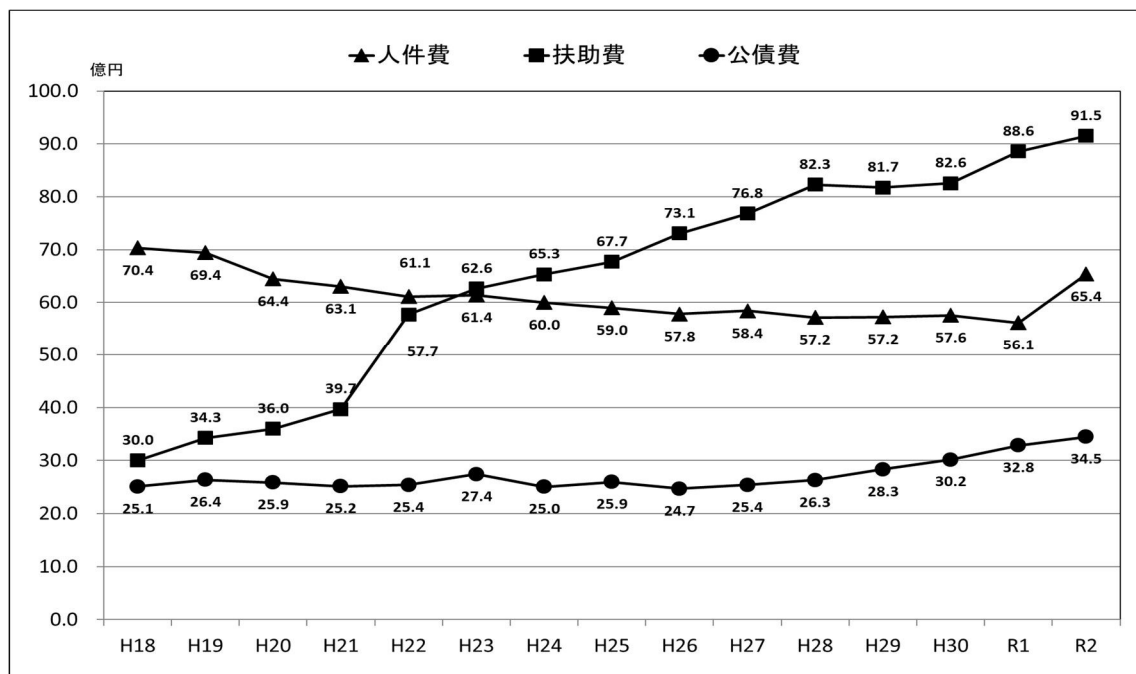
イ 扶助費

扶助費は、平成20年度の単独扶助費の見直しなどにより増加率を抑制したものの、少子高齢化の進展などにより、主に生活保護費、障がい者への給付費など一貫して増加傾向にあります。

ウ 公債費

公債費は、平成27年度以前までは、おおよそ25億円程度で推移していましたが、公共施設の耐震化、小中学校のエアコン設置など、早期に完了することが求められている大規模な事業を進めたことに伴い、平成28年度以降から増加傾向にあります。

なお、今後のピークは、令和3年9月に策定した中期財政見通しによると、令和5年度に、約38億円を見込んでいます。



エ 市税（法人市民税、固定資産税）の偏在性

本市は、令和2年度決算で、市税全体で約138億4,100万円の収入があり、そのうち法人市民税が約5億8,700万円、固定資産税が約46億5,100万円となります。

法人市民税（法人税割）及び固定資産税について、市民一人当たりで換算した

場合、法人市民税が3,434円（県内37市中27位）、固定資産税が42,302円（県内37市中36位）となるため、市税の偏在性が高い状況にあります。

これは、本市が住宅都市として発展したことから、事業所や商業施設が少ないことなどが要因となります。

オ 交付税、臨時財政対策債の依存度

交付税は、本来地方の税収入とすべきところ、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政サービスを維持しうる財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって配分されるものとなります。

なお、臨時財政対策債は、その元利償還金相当額が後年度の基準財政需要額^(※)にすべて算入されるため、交付税の代替措置となるものです。

本市は、令和2年度決算で、地方交付税が約36億3,900万円、臨時財政対策債が約12億800万円で、歳入全体の9.9%と高い構成割合を占めています。

カ 健全化判断比率

将来負担比率は、最も悪化した平成19年度以降、行財政改革を推進した結果、大幅に改善していますが、ここ数年来、市庁舎耐震改修事業など大規模な事業を行ったことから、上昇傾向にあります。

また、実質公債費比率は、将来負担比率と同様の状況にあります。

いずれの指標も法で定める基準を大きく下回っていますが、公債費は増加傾向にあるため、減債基金の積立てと取崩しを計画的に行う必要があります。

<令和2年度鎌ヶ谷市健全化比率>

比率名	法で定める基準		鎌ヶ谷市
	早期健全化基準 ^(※)	財政再生基準	
1 実質赤字比率	12.48%	20.00%	—（赤字なし）
2 連結実質赤字比率	17.48%	30.00%	—（赤字なし）
3 実質公債費比率	25.00%	35.00%	4.30%
4 将来負担比率	350.00%	—	32.10%

3 公共施設の老朽化に関する課題

《主な課題》

築30年以上の施設が約7割で、老朽化が進展していること。

維持管理、大規模改修、更新に多額の経費が必要となること。

公共施設の利用者の少子高齢化等に伴い、利用需要が変化

公共施設の延床面積のうち、学校施設が6割となる一方で、児童生徒数は減少傾向



《主な影響》

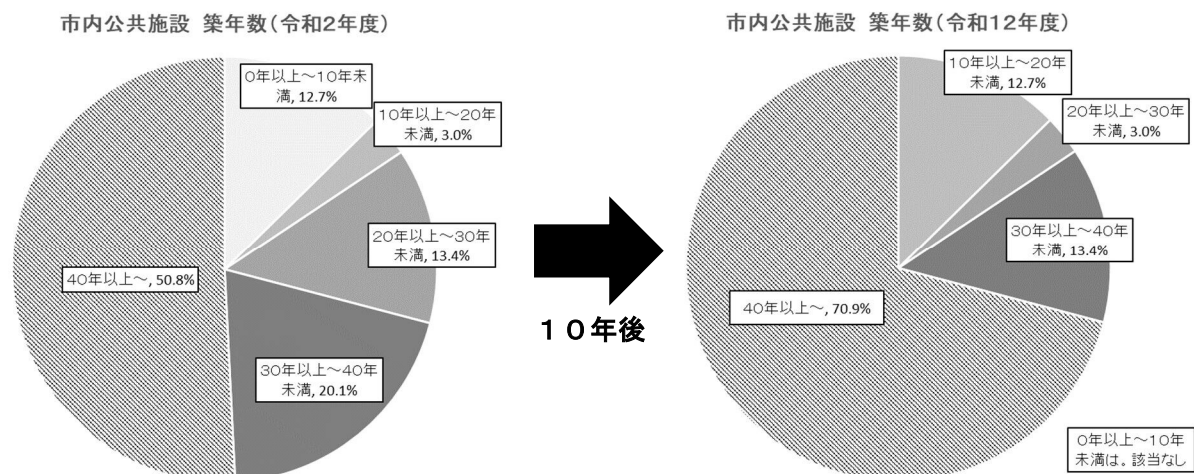
- 1 今後、公共施設の大規模改修に関する経費が集中するため、市の財政状況に急激な負担が生じること。
- 2 安全面、衛生面、機能面に支障が生じるおそれがあること。
- 3 利用者の変化に伴い、用途の多様化が求められること。
- 4 長期的な視点で、適正配置を検討する時期が到来していること。

本市の人口は、昭和35年から昭和55年にかけて大幅に増加し、公共施設及びインフラ施設（以下「公共施設等」という。）の利用需要も増加したことから、公共施設等は昭和40年代から昭和50年代頃の建設が集中しています。

本市の公共施設のうち、建築後30年を経過した施設は、令和2年度現在、全体の70.9%を占めていますが、10年後の令和12年度には84.3%となります。

また、昭和50年（1975年）前後に整備された施設については、施設の老朽化に伴う修繕などが増加するとともに、ユニバーサル・デザイン化や省エネルギー化など社会要請に伴う対応が求められています。

そのため、今後、施設の適正な維持管理及び更新に多額の費用を要することが見込まれています。



4 デジタル化の進展

デジタル技術は、日々急速に進歩しており、A I や自動運転などは人手不足の解消手段として注目を集めるとともに、スマートフォン等の普及により、自宅にいながら買い物や各種手続き等が完結できるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策として非接触・非対面などの新たな生活様式への移行を図るデジタル技術の活用が求められています。

このような中、国は、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定、令和元年12月20日改定）が策定され、デジタル・ガバメントの実現のための基盤整備、行政手続のデジタル化やワンストップサービスの推進、業務におけるデジタル技術の活用など、行政の在り方そのものをデジタル化前提で見直すために必要となる事項が示されました。

また、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容及び支援策については、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和2年12月25日閣議決定）」が策定され、デジタル社会の構築に向け、情報システムの標準化や行政手続きのオンライン化等の自治体が重点的に取り組むべき内容が示されました。

特に、情報システムの標準化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、全ての地方公共団体は、標準化対象事務の処理について、国の定める基準に適合した情報システムを利用することが義務化され、国による全国的なクラウド（（仮称）ガバメントクラウド「G o v－C l o u d」）の活用を前提に、令和7年度までにシステムの移行を完了することとされました。

さらに、令和3年9月には、国全体のデジタル化を推進し、官民のデジタル時代のインフラを作り上げることを目指して「デジタル庁」が発足しました。

<国の主な動向>

年月	内容
令和元年12月	デジタル・ガバメント実行計画改定
令和2年12月	自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画策定
令和3年 5月	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等の制定
令和3年 9月	デジタル庁発足

第3章 第3次行財政改革推進プランについて

1 計画の名称等

本計画の名称は、「第3次行財政改革推進プラン」とします。

なお、行財政改革の推進にあたり、職員一人ひとりの基本的な姿勢や考え方を示すものとして、「未来に希望を持てる持続可能なまちであり続けるために」をサブタイトルに設定します。

2 計画の目的

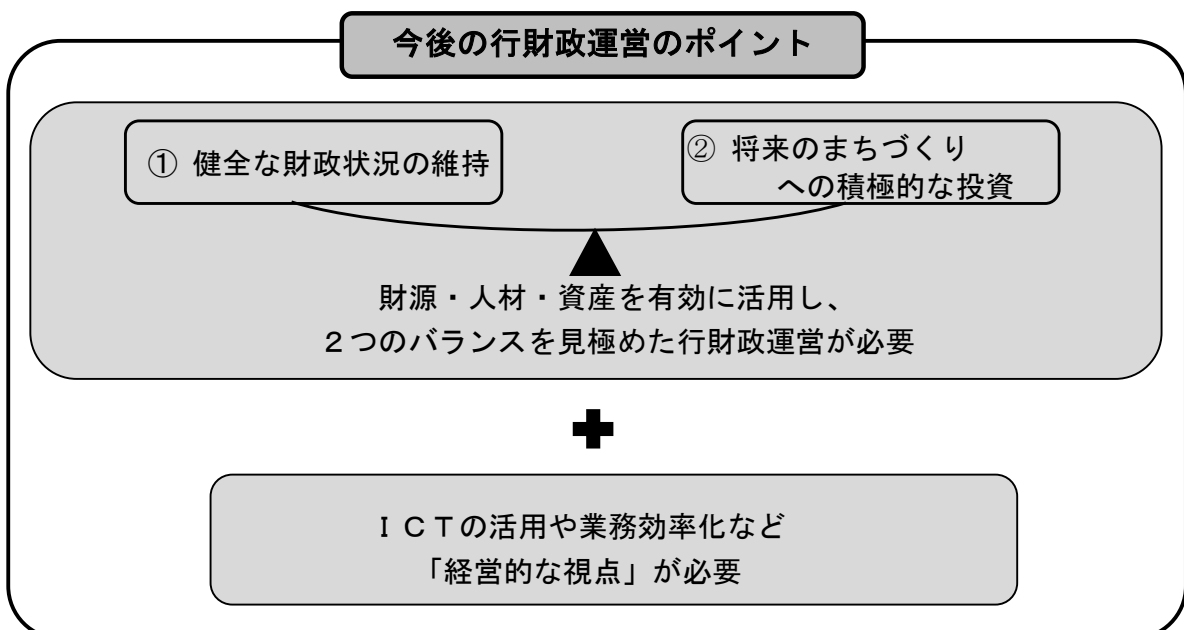
本市は、効率的で持続的な行財政運営を図ることを目的として、行財政改革に取り組み、継続的に不断の行財政改革を推進してきました。

一方で、全国的に頻発する自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大、社会全体のデジタル化・オンライン化が加速するなど社会情勢は大きく変化しています。

また、少子高齢化に伴う人口減少への対応、公共施設の老朽化対策、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、財政状況が厳しさを増すなど、多くの解決すべき行政課題があります。

こうした状況の中で、将来にわたり必要とされる行政サービスの提供を維持していくためには、これまでの行財政改革の取組みを継続しながら、新たな視点として、ICTの活用や業務効率化など「経営的な視点」を取り入れ、より効率的な行財政運営を推進していく必要があります。

そのため、第3次行財政改革推進プランにおいては、限られた行財政資源（財源・人材・資産）を最大限に活用するため、「健全な財政状況の維持」と「将来のまちづくりへの積極的な投資」の二つのバランスを見極めながら、経営的な視点を踏まえ、効率的で効果的な自治体運営の実現を目指します。



3 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である総合基本計画の前期基本計画に掲げる「政策：持続可能な行財政運営」のうち、「施策の柱：行財政改革の推進」を実現するための個別計画となります。

前期基本計画

政策 10 持続可能な行財政運営

施策 1 財政の健全化及び行財政改革の推進

まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

行政評価制度に基づく事務事業の見直し、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）を活用した業務の効率化など、不断の行財政改革に取り組み、計画的かつ効率的な将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進します。

施策の柱

① 財政規律の堅持及び自主財源の確保

施策の柱

② 行財政改革の推進

施策の柱

③ 組織力、職員力の向上

② 行財政改革の推進

- 目的
- ◆ 限られた人材、財源を有効的に活用し、効率的な行財政運営を目指します。
- 手段
- ◆ 行政評価制度の結果を活用した総合基本計画の策定、予算編成等を通じて、事業の取捨選択を行うとともに、限られた人材を適正に配置し、財源を重点的に配分します。
 - ◆ 車座集会、予算編成説明会等を通じて、市の財政状況や行財政改革の必要性などを共有し、職員の行財政改革に対する意識醸成を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	行財政改革による歳出超過の解消	—	—
	車座集会等への参加人数（累計）	2,393 人 （平成19年度から令和元年度までの参加人数）	3,000 人

※ 歳出超過額は、計画策定時の「中期財政見通し」の「歳出－歳入」部分となりますが、毎年度の決算及び予算編成の際に変更となることから、表記しないこととし、行財政改革を推進することで、その解消を図ります。

個別計画

第3次行財政改革推進プラン

4 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

	年度	3年	4年	5年	6年	7年	8年
総合基本計画	前期基本計画						
		前期基本計画（計画期間：R3～R8）					
	実施計画						
		第1次実施計画（計画期間：R3～R8）					
				見直し			
					第1次実施計画(改訂版)		
個別計画	財政健全化計画						
		第4期 財政健全化計画（計画期間：R3～R8）					
	行財政改革推進プラン	第3次行財政改革推進プラン（計画期間：R3～R8）					

5 数値目標

数値目標は、「総合基本計画前期基本計画」及び「財政健全化計画」に定める数値目標に基づいて、次のとおり設定します。

（1）行財政改革による歳出超過の解消（前期基本計画）

歳出超過額は、毎年度の決算及び予算編成後に策定する中期財政見通しで変更となりますが、様々な行財政改革の取組みを実行することで、その解消を目指すものとします。

また、行財政改革の効果額については、各取組項目の数値目標の中で、市税等の徴収率向上など、算定できるものは明らかにしていますが、行財政改革の効果は、歳入確保又は歳出削減だけではなく、市民サービスの向上や事務の効率化を図られるものが多くあります。

特に、ICTの活用などは、経費効果だけではなく、時間効果及び人員効果に表れることから、行財政改革全体の効果額は、明らかにしていません。

（2）車座集会の参加人数（累計） ⇒ 3,000人（前期基本計画）

車座集会は、市の抱える行財政課題について、情報共有を図るとともに、行財政改革の一層の推進を図るため、平成19年度から開催しています。総合基本計画の前期基本計画に掲げる「政策：持続可能な行財政運営」のうち、「施策の柱：行財政

改革の推進」において、その成果指標を「車座集会等への参加人数（累計）」とし、累計2,393人（令和元年度）から3,000人（令和8年度）とする目標値を設定しているため、同様の数値を目標として設定します。

（3）経常収支比率 ⇒ 95%未満（財政健全化計画）

経常収支比率は、経常的な収入となる一般財源（市税、交付税など）が、経常的な経費（人件費、扶助費、公債費など）に充てられた割合で、収支の弾力性を図る財政指標となります。この数値が低いほど投資的な経費などまちづくりに活用可能なお金が多くあることを示しており、人件費や公債費など経常的な支出に対して、市税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示すものです。

当該年度の支出を当該年度の収入で賄う「持続可能な行財政運営」を確立する目標として前計画に引き続き、95%未満と設定します。

なお、経常収支比率の目標達成の判定にあたっては、公債費の償還に充てるための減債基金繰入金を経常的な支出である公債費から差し引いた額で算出した経常収支比率を用いることとします。

（4）財政調整基金残高 ⇒ 19億円以上（財政健全化計画）

財政調整基金は、経済状況の悪化等に伴う財源不足や災害などの不測の事態に備えるため、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金にあたります。

財政調整基金の年度末残高目標は、基金の設置目的を勘案し、特に経済状況に影響のある市民税約72億円（令和2年度決算）の25%相当額、標準財政規模約202億円の10%相当額を基準に19億円を数値目標に設定します。

（5）健全化判断比率 ⇒ 早期健全化基準未満（財政健全化計画）

財政健全化判断比率は、「地方公共団体における財政の健全化に関する法律」に基づき地方公共団体における財政の健全性を判断するために設定された財政指標で、「早期健全化基準未満」を目標として設定します。

<数値目標一覧>

項目	目標	備考
車座集会の参加人数（累計）	3,000人	前期基本計画
経常収支比率	95%未満	財政健全化計画
財政調整基金残高	19億円以上	財政健全化計画
健全化判断比率	早期健全化基準未満	財政健全化計画

6 取組みの柱

本計画は、次の4つの柱に基づき、行財政改革を推進します。

柱1：事務のデジタル化・効率化

より効率的で効果的な行政運営への転換を図るため、国のデジタル化に対する動向や制度改正等を踏まえ、AIや各システムの導入など新たなテクノロジーを積極的に活用し、事務の効率化や市民の利便性向上に向けたデジタル化を推進します。

また、民間活力の活用や中長期的な視点から施設のあり方を検証するとともに、これまで行ってきた事務事業や手続き等を見直し、市民サービスの向上や事務の効率化に取り組みます。

柱2：自主財源の確保

将来にわたって持続可能な行財政基盤を確立するためには安定した自主財源の確保が必要です。自主財源の根幹をなす市税や保険料収入等は、各種滞納金対策本部会議等により、全庁体制で横断的に連携するなど、効果的な徴収対策を講じ徴収率の向上を図ります。

また、市が所有する様々な資産（普通財産・行政財産）を有効活用するとともに、ふるさと納税制度の活用や企業誘致の推進など、新たな自主財源の確保に積極的に取り組みます。

柱3：財政基盤の安定・強化

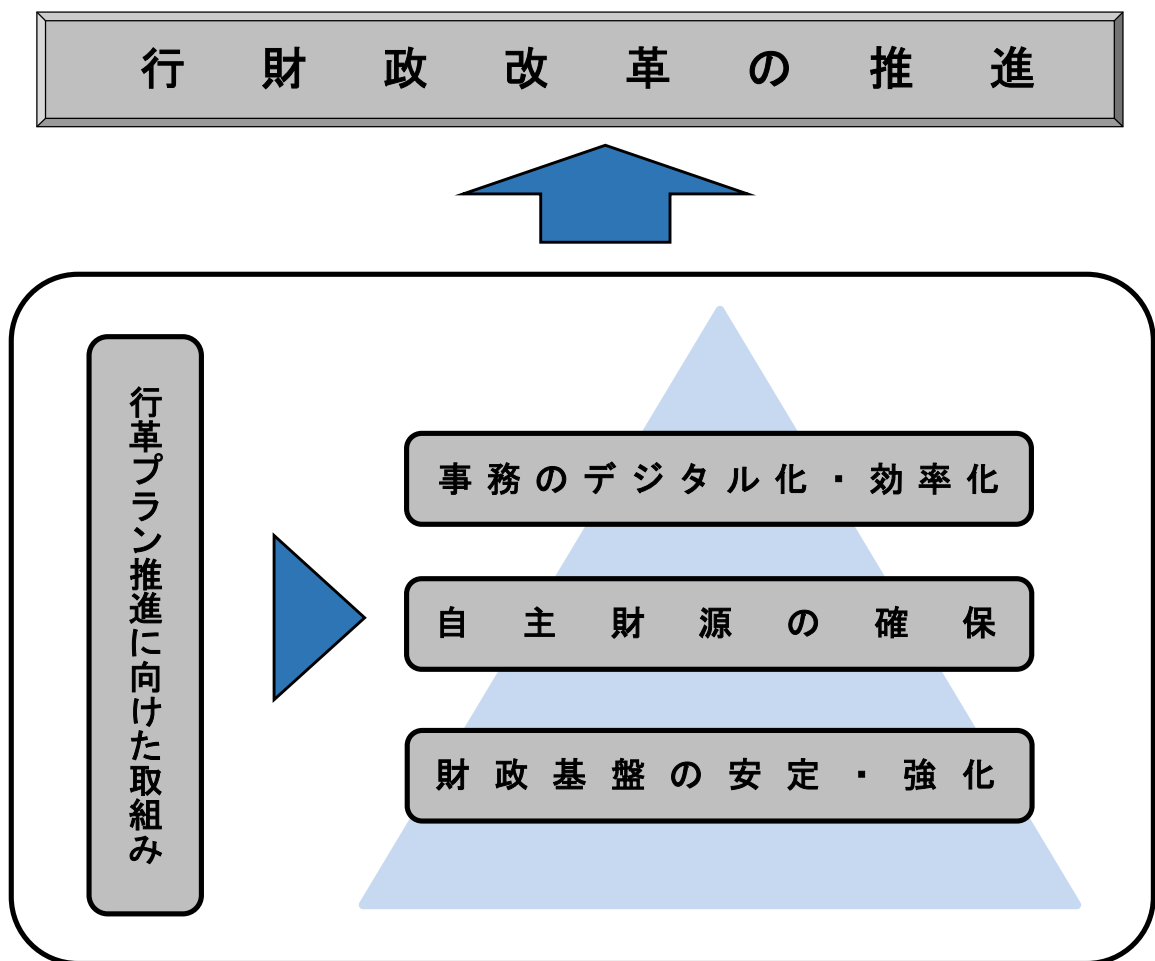
適正な職員配置などにより、増加する業務量とのバランスを図ることで、人件費の抑制に努め、少数精鋭による効果的・効率的な行財政運営を目指します。

また、補助金等の必要性等を検証するとともに、中長期的な視点に立ち、既存事業の意義や手法について、徹底的に見直しを実施し、必要に応じて計画の見直しや廃止など、事業の選択と集中を図り、将来にわたる財政基盤の安定・強化に向けた取組みを進めます。

柱4：行革プラン推進に向けた取組み

市政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、市民の目線に立った質の高いサービスを提供できる職員の育成や組織体制を構築するため、行政評価に基づく効果的かつ効率的な市政の推進を図るとともに、接遇研修会や車座集会を通じて、職員一人ひとりの資質向上や人材を育てる職場風土の醸成に努め、組織力を高めていきます。

また、市民・地域団体・NPO・事業者などが、知恵や強みを活かしながら、協働によるまちづくりを推進していくための仕組みを充実させていきます。



※取組項目にある【新規】は、改訂ごとに新たに追加されたプランを表します。

7 取組項目一覧（全62項目）

柱 1 事務のデジタル化・効率化【35項目】			
主要項目			
1 デジタル化の推進			
	取組項目	担当課	頁
	1 文書管理システム等の見直し	行政室	26
	2 基幹系業務システムの標準化	DX推進室	26
	3 汎用電子申請サービスの導入	DX推進室	27
	4 LGWAN-ASP型チャットサービスの導入	DX推進室	27
	5 汎用ノーコード・データベースの導入	DX推進室	28
	6 業務用無線LANの拡大整備	DX推進室	28
	7 マイナンバーカードの利用促進	企画政策室 市民課	29
	8 統合型GISの導入	DX推進室	30
	9 AI-OCRの推進及びRPAの導入	企画政策室	31
	10 AIチャットボットサービスの導入	広報広聴室	31
	11 入札・契約事務の改善	契約管財課	32
	12 窓口業務におけるキャッシュレス化及びセミセルフレジの導入	窓口収納金担当課	32
	13 ICTを活用した窓口業務の改善	市民課	33
	14 障がい福祉システムの見直し	障がい福祉課	33
	15 相談事務のシステム化	男女共同参画室	34
	16 災害情報共有システムの導入	安全対策課	34
	17 保育園のICTシステムの導入	幼児保育課	35
	18 健康相談記録管理システムの導入	健康増進課	35
	19 母子手帳アプリの導入	健康増進課	36
	20 道路通報システムの導入	道路河川管理課	37
	21 下水道台帳のインターネット公開	下水道課	37
	22 公園台帳のデジタル化	公園緑地課	38
	23 小中学校のICT化の推進	指導室	38
	24 指定金融機関への振込手数料有料化の対応	会計課	39
	25 ICTによる議会改革	議会事務局	39
2 事務事業の見直し			
	1 各種印刷物、出版物の見直し	行政室	40
	2 公用車の適正な維持管理	契約管財課	40
3 行政手続き等の充実			
	1 情報公開制度及び個人情報保護制度の充実	行政室	41
	2 押印の見直し	行政室	41
4 民間委託等の推進			
	1 民間活力の導入・促進	企画政策室	42
	2 指定管理者制度の運用方法及び導入施設の検証	企画政策室	42
5 施設の維持管理の効率化等の推進			
	1 施設の維持管理の効率化及び長寿命化の推進	営繕室	43
6 機器導入による歳出の抑制			
	1 公共施設の照明器具のLED化	契約管財課	44
	2 都市公園における公園灯のLED化	公園緑地課	44
	3 学校施設等の照明器具のLED化	教育総務課	45

柱 2 自主財源の確保【15項目】

主要項目

1 市税等の収入確保及び未収金の収入促進

取組項目	担当課	頁
1 課税客体の捕捉の強化	課税課	46
2 市税等の徴収率向上	収税課	47
3 国民健康保険料の徴収率向上	保険年金課	48
4 保育料の徴収率向上	幼児保育課	49
5 放課後児童クラブ保護者負担金の徴収率向上	こども支援課	50
6 介護保険料の徴収率向上	高齢者支援課	51
7 公共下水道料金の徴収率向上	下水道課	52
8 学校給食費の徴収率向上	給食管理室	53

2 手数料、使用料の見直し

1 手数料、使用料の見直し	財政室	54
---------------	-----	----

3 財産(普通財産・行政財産)の有効活用

1 未利用地の売却促進と有効活用	契約管財課	54
2 自動販売機設置事業者の入札等	契約管財課 人事室	55

4 その他

1 企業誘致の推進	商工観光課	55
2 デジタルサイネージの実施及び行政情報の積極的な発信	企画政策室	56
3 ネーミングライツの継続実施及び新たな導入対象の検討	企画政策室	57
4 ふるさと納税制度の活用	財政室	57

柱 3 財政基盤の安定・強化【7項目】

主要項目

1 財政健全化及び将来を見据えた財政運営

取組項目	担当課	頁
1 義務的経費を除く経常的経費の抑制	財政室	58
2 歳出全般の効率化と財源配分の重点化	財政室	58
3 財政健全化計画に基づく中長期的な財政運営の確立	財政室	59
4 財務会計システムの検証及び統一的な基準による地方公会計制度の活用	財政室	59

2 補助金等の整理合理化

1 単独扶助費、補助金等、負担金・分担金の見直し	財政室	60
--------------------------	-----	----

3 給与・手当・定員管理の適正化

1 給与・手当の適正化	人事室	60
2 定員・組織の適正化	人事室	61

柱 4 行革プラン推進に向けた取組み【5項目】

主要項目

1 行政評価の有効活用

取組項目	担当課	頁
1 行政評価結果による市政運営の推進	企画政策室	62

2 市民から信頼される職員・組織づくり

1 車座集会による業務改善等の推進	企画政策室	62
2 人材育成の推進	人事室	63
3 窓口サービスの向上	人事室	64

3 市民協働の推進

1 協働の推進	市民活動推進課	65
---------	---------	----

【取組項目の表の見方について】

各取組項目における、表の見方は次のとおりです。

取組項目		①		②	担当課	③				
					関連課	④				
現状・課題				⑤						
取組概要				⑥						
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
⑦				⑧						
数値目標	現状値			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
⑨										

項 目	説 明
①NO.	取組項目の柱番号－主要項目番号－通し番号を表示
②取組項目名	取組項目の名称を表示
③担当課	取組項目の担当課名を表示
④関連課	取組項目の関連課名を表示
⑤現状・課題	取組項目の現状と課題を表示
⑥取組概要	取組項目の概要を表示
⑦年度別計画	取組項目を計画的に推進するための各年度の計画を表示
⑧実施時期及び実施内容	取り組む項目ごとに、各年度に実施する内容を表示
⑨数値目標	取組項目が達成できたかを判断するための数値目標を表示

柱 1	事務のデジタル化・効率化 【35項目】					
-----	---------------------	--	--	--	--	--

取組項目	1	1	1	文書管理システム等の見直し	担当課	行政室
					関連課	
現状・課題	現在の文書管理システムでは、決裁が紙ベースとなるため、意思決定に時間を要するほか、文書の保管場所の確保及び迅速な保存文書の検索が課題となっています。 そのため、既存文書及び電子化されたデータの管理方法などの文書管理全般にわたって、見直しを行う必要があります。					
取組概要	文書管理システムから紙へ打ち出す決裁及び収受処理につき、電子化が可能なものから順次システム上で電子決裁へ移行することにより、業務の効率化やペーパーレスの推進につなげます。 併せて、データや既存文書の適切な管理方法について検討を行います。					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
文書管理システム見直し	調査・検討	庁内調整	見直しの方 向性の決定	実施に向けた 検討	新システム 構築作業	運用開始予 定
文書管理の見直し	課題抽出・検 討	庁内調整	見直しの方 向性の決定	実施に向けた 検討	⇒	新たな管理 方法の導入

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	2	基幹系業務システムの標準化	担当課	D X 推進室
					関連課	全庁
現状・課題	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、住民記録、地方税、福祉などの20の基幹系業務（令和4年1月4日現在）を処理する情報システムについて、令和7年度末までに、国の定める標準仕様書に準拠した情報システムへ移行させることが義務化されています。					
取組概要	標準化対象事務を処理する情報システムをシステム構築ベンダーで区分し、令和7年度末までに国の標準準拠システムへの移行を行います。					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
Aグループ （住民記録、就学、固定資産税、個人住民税、法人市民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、国民健康保険）	基礎調査	仕様検討 一部移行 作業	一部移行 作業	一部移行 作業	移行作業 完了	運用開始予 定
Bグループ （介護保険、障がい福祉、生活保護、戸籍、戸籍の附票）		基礎調査	⇒	仕様検討	移行作業	運用開始予 定

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	3	汎用電子申請サービスの導入	担当課	D X 推進室			
					関連課	全庁			
現状・課題				市民からの各種申込や庁内照会などをE x c e l等で様式を作成して回答を取りまとめる場合、様式作成、回答の受領、取りまとめ等の一連作業に時間が掛かります。 また、手作業と業務量が多いことから、単純なミスなどが発生しやすい状況にあります。					
取組概要				市民向け及び庁内向けに幅広く利用できる、L G W A N - A S P型電子申請サービス「L o G o フォーム」を導入することで、W e b 申請フォームを容易に作成・公開でき、受領・取りまとめ作業が原則として不要となることから、業務時間の縮減を図ります。 また、市民を対象としたアンケートの実施などにも活用できることから、職員向けの説明会の実施等により利用促進を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
L o G o フォームの導入及び利用				実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
職員への利用促進の周知、説明会等の実施				実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	4	L G W A N - A S P型チャットサービスの導入	担当課	D X 推進室			
					関連課	全庁			
現状・課題				本市における業務連絡手段は、主に電話・グループウェアの個人メール・Eメールとなっていますが、新型コロナウイルス感染症に伴い職員の分散・振替勤務が必要となるなど、業務の在り方に変化が生じています。 このことから、大人数で同時に情報共有ができ、かつセキュリティが確保された、新たな連絡手段を確保する必要があります。					
取組概要				分散・振替勤務時や、災害時の現場対応・現場作業などにおいても、円滑に情報共有を行い、業務の継続性を確保できるようにするため、セキュリティの高いL G W A N接続によるチャットサービスの導入を検討します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
導入方針及び運用方針の策定				設計	導入 開始予定	見直し	⇒	⇒	⇒
L G W A N - A S P型チャットサービスの導入・運用				アカウント割当 対象等の照会及 び決定	一部運用開始予 定・実施状況の 検証	推進	⇒	⇒	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	5	汎用ノーコード・データベースの導入	担当課	D X 推進室			
					関連課				
現状・課題				D Xを推進するにあたっては、行政サービスのあり方や業務課題等の状況及びその変化に、迅速かつ柔軟に対応する必要があります。しかし、業務システムは一般に、構築・運用に高度な知識・多くの人工が必要であり、簡易な業務システムであっても内製が困難であるため、業務課題等への対応を迅速かつ柔軟に行うことができない課題があります。					
取組概要				高度なIT知識を必要とせず、行政情報を処理するための業務システムを迅速かつ柔軟に構築・運用するとともに、業務横断的な行政情報の活用を容易にする「汎用ノーコード・データベース」を導入することで、D Xの取組全体を推進します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
システム導入							検討	実施・完了	
庁内業務への普及支援								実施	継続

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	6	業務用無線LANの拡大整備	担当課	DX推進室			
					関連課				
現状・課題				庁内端末については、将来的に、設置場所や行政情報（紙文書）の保管場所に捕らわれず効率的に業務を遂行できるよう、可搬性を重視したノート型へ移行しているところですが、庁内ネットワークが有線接続主体であるため、その可搬性を十分に発揮することができていません。 今後、DXの取組によりデジタル化された行政情報を活用し、更なる業務効率向上を図るためには、端末のノート型化に加え、ネットワークの無線化する必要があります。					
取組概要				本市LGWAN接続系等の業務システムへの無線接続を可能とする業務用無線LANは、令和6年度現在、サービス範囲が本庁舎6階のみに留まっているが、範囲を拡大することで、庁内業務全体の効率化を図ります。 また、ネットワーク機器を非常用電源から給電しやすくすることで、災害・事故等により停電が生じた際も、業務を継続できるよう対策を行います。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本庁舎3階・5階への拡大								検討	整備・利用

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	7	マイナンバーカードの利用促進	担当課	企画政策室、市民課			
					関連課	D X 推進室			
現状・課題				国は、令和2年度にマイナポイント事業を実施するとともに、令和3年度には健康保険証利用の仕組みを導入するなど、マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を実現するため、マイナンバーカードの普及及び利活用の促進を図っています。 本市においても、子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）による電子申請やコンビニ交付の導入を行ってきましたが、更なる市民サービスの向上に向け、普及促進や多目的利用について検討する必要があります。					
取組概要				国の動向を注視しながら、マイナンバーカードの利便性やコンビニ交付に関する広報を行い、マイナンバーカードの交付促進及びコンビニ交付の利用促進を図ります。 また、子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）による電子申請などの市民ニーズを踏まえ、マイナポータルを利用できる環境整備について検討するとともに、マイキープラットフォーム^(※)を活用した独自サービスについて、他市の事例などを調査・研究し、導入を検討します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
マイナンバーカードの交付促進				周知等の実施	交付円滑化計画の検証・交付促進策の検討	交付促進策の実施	継続実施	⇒	⇒
住民票等コンビニ交付の利用促進				周知等の実施	周知方法の検討	利用促進策の実施	継続実施	⇒	⇒
マイナポータルの利用促進				活用検討	利用促進策の検討	利用促進策の実施	継続実施	⇒	⇒
マイキープラットフォームを活用した独自サービスの検討				調査・研究	⇒	導入検討	⇒	⇒	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	8	統合型GISの導入	担当課	DX推進室			
					関連課	全庁			
現状・課題				平成19年度に制定された地理空間情報活用推進基本法により、全国的にGISの整備及びオープンデータ化が図られている中で、本市においては各業務の個別GISの導入は行っているものの、全庁的に利用できる地図情報の整備ができておらず、地図情報の重複費用の削減や政策判断等への活用及び市民等への利便性の高い情報提供への活用が課題となっています。					
取組概要				各所属において管理されている位置や空間に関する様々な情報を、1つの地図情報に結合した共通基盤を構築し、全庁的に利用できるシステムの導入を進めます。 また、システムの導入により、地図情報の政策判断への活用や日常業務の効率化を図るとともに、地図情報を利用した市民等への情報公開に役立てます。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
導入方針の策定				検討	⇒	⇒	⇒	⇒	策定

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	9	A I－O C Rの推進及びR P Aの導入	担当課	企画政策室			
					関連課	全庁			
現状・課題				市の業務には、定型的な業務が多いことから、I C T技術を活用した業務の効率化を図ることが課題となっています。 令和2年度にA I－O C R技術を活用した実証実験を実施し、令和3年度から本格導入していますが、さらに対象業務の洗い出し及び技術の活用促進を図るとともに、さらなる業務の効率化を図るため、R P Aの導入に関する検証を行う必要があります。 また、会議等の議事録作成に時間を要していることから、作業時間の削減が課題となっています。					
取組概要				申請・申告のあった手書きの帳票類について、市の職員等がデータ入力している業務をA I－O C R技術によりデータ化し、職員の作業時間の削減及び市民サービス向上を図ります。 また、I C T技術の更なる活用を図るため、R P Aの導入に向けて先進事例の調査・研究などを実施するとともに、実証実験による効果検証を実施します。 さらに、議事録作成支援システムの導入に向けた実証実験を実施します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A I－O C Rの活用				活用調査及び新規導入	⇒	見直し（R P Aとの連携等）	活用調査及び新規導入	⇒	⇒
R P Aの導入検証					先進市等調査	⇒	⇒	⇒	実証実験
議事録作成支援システムの導入				実証実験	導入				

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	10	A I チャットボットサービスの導入	担当課	広報広聴室			
					関連課				
現状・課題				市への問い合わせは、市の制度や手続きなど多岐にわたり、その対応に多くの時間を要しています。 また、コロナ禍の中、窓口の来訪者の縮小を図ることが必要となるほか、共働き世帯が増加するなど、働き方や生活様式が多様化しているため、夜間や土日祝日など閉庁時間における対応が課題となっています。					
取組概要				A I チャットボットサービスは、近隣市においても、導入が開始されています。 そのため、先進市の調査研究及び事業者からの情報収集を進めるとともに、導入する分野を選定し、実証実験をしたうえで、本格的な導入を目指します。 なお、情報発信ツールとしてのL I N Eの活用と併せた形での導入を検討しましたが、検討の結果シナリオ型チャットボットを搭載しました。今後A I 型の導入について引き続き検討します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
先進市の調査・研究				調査・研究	⇒				
事業者からの情報収集				情報収集	⇒				
A I チャットボットの導入						現行チャットボットの充実化	A I 型導入の検討	⇒	A I 型導入の可否を決定

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	11	入札・契約事務の改善	担当課	契約管財課			
					関連課				
現状・課題				社会・経済情勢を踏まえ、入札・契約事務についての一層の透明性、公平性及び競争性の確保並びにデジタル化による利便性の向上及び事務の効率化を図っていく必要があります。					
取組概要				公共工事の円滑な施工の確保等を図るために、国・県による入札契約制度の改善等を踏まえた制度改善に取り組みます。 また、入札・契約事務の効率化を図るために、契約管理システムの導入や電子契約の導入を目指します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入札・契約制度の改善				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
契約管理システムの導入				仕様の検討	仕様の決定	調査検討	仕様の検討	仕様の決定	システム開発
電子契約の導入				情報収集	⇒	調査検討	調査検討	入札等の実施及び導入	運用
総合評価方式入札の実施				実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	12	窓口業務におけるキャッシュレス化及びセミセルフレジの導入	担当課	窓口収納金担当課			
					関連課	財政室、会計課			
現状・課題				現在、証明書等の支払いは現金のみであり、電子決済等の普及や非接触化に併せて、職員による現金集計事務の効率化、釣銭金額の受け渡しミス等への対策を行う必要があります。					
取組概要				収納窓口において、クレジットカードや交通系電子マネー等による決済に対応するため、セミセルフレジなどを導入し、非接触清算及び集計業務の効率化を図ります。 令和3年度に、市民課窓口等件数の多い窓口で先行的に導入しており、令和6年度は本庁舎の利用希望する課が使用できる端末を会計課に導入しています。本庁舎以外の公共施設においては、全国的な普及状況や市民要望、導入状況に係る検証を行ったうえで、段階的に導入することとしています。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
キャッシュレス方法等 運用内容検討・庁内導入意向調査				調査					
導入方針の決定				検討 決定					
先行導入窓口（市民課窓口等）での 導入				導入					
その他窓口における検討・導入					検討 方針改定	検討 方針改定	検討方針に よる調整	拡充等検討	⇒
会計課窓口での導入							導入		

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	13	I C Tを活用した窓口業務の改善	担当課	市民課			
					関連課	全庁			
現状・課題				市民課の窓口には、多くの市民が来庁しますが、特に、休日明けなどは窓口の混雑が集中し、市民の待ち時間が増加する傾向にあります。 また、申請書を記載することも市民の負担となっています。					
取組概要				申請書の記入が不要なコンビニ交付対応行政キオスク端末（マルチコピー機）を市役所内に設置及び、旅券電子申請の導入をするとともに、窓口混雑情報発信のデジタル化を推進することで、手続きの簡素化、待ち時間短縮及び窓口の混雑回避を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動交付機廃止（2台）				条例改正 周知	廃止 （令和4年9月30日）				
マルチコピー機の導入				機械の選定・ 設置 市民への周知	市民への周知	継続実施	⇒	⇒	⇒
窓口混雑情報発信のデジタル化 （待ち人数表示システム）				運用内容検討	⇒	協定締結 運用開始	市民への周知	継続実施	⇒
旅券電子申請の導入						協議・検討	導入準備 運用開始 市民への周知	市民への周知	継続実施

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	14	障がい福祉システムの見直し	担当課	障がい福祉課			
					関連課				
現状・課題				地域生活支援事業や手当の台帳などの管理が一元化されないため、支給状況などの共有化による業務の効率化及び円滑化が課題となっています。 また、障害福祉業務に関する自治体情報システムの標準化については、国が目標としている令和7年度までに対応する必要があります。					
取組概要				障がい福祉システムの契約期間が令和7年7月末をもって終了すること、また、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が必要なことから、新たなシステムを導入します。 各種サービスや手当等の受給状況などをシステムで一括管理するとともに、必要な通知や書類等の作成も可能にすることで事務の効率化及び簡素化を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新システム業者選定					検討 業者選定	契約			
旧システムからのデータ移行					協議・調整	業者間調整・移行	移行		
新システムの導入					必要な機能等の検討	標準準拠システム構築	各種設定 運用テスト	導入	
自治体情報システムの標準化への対応					調査				

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	15	相談事務のシステム化	担当課	男女共同参画室			
					関連課	こども総合相談室			
現状・課題				新たに令和7年4月から導入予定のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の実施に向け、届出者の情報管理が必要となることに伴い、管理体制の見直しを行ったところ、セキュリティを強化する必要などが生じました。 また、現状では、過去に対応していたケースを抽出するのに時間を要するほか、対応した職員の記憶に頼るところが大きく、DV被害者支援や支援後の経過管理において迅速な対応が困難になっています。					
取組概要				個人情報等をシステム上で管理することでセキュリティを強化し、情報管理水準の向上や業務の効率化が期待できます。 また、相談記録の複合条件による検索機能により素早くアクセスすることができ、県への報告に必要な集計が可能となり、業務効率が改善されます。さらに、DV被害と児童虐待が連携し一体的な支援を行うことができ、支援状況の把握や情報共有が円滑になり、相談支援の質の向上につながります。 児童家庭相談システムに相談機能を追加することにより、新たなシステムの導入と比較し、経費を削減することができます。こども総合相談室と調整し、令和7年度中にシステムへの追加を行います。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談機能の追加							実施に向けた検討	システム導入	見直し

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	16	災害情報共有システムの導入	担当課	安全対策課			
					関連課				
現状・課題				被害情報や対応指示及び対応状況に関して、紙媒体を中心とした情報共有を行っているため、全体状況を視覚化できていません。また、報告等が煩雑になり、情報が全体に共有されていないことがあります。 発災後の事務処理等でも書類の不備や不足があり、災害前後において情報整理が課題となっています。					
取組概要				現在紙媒体で行っている災害発生時の各種情報収集業務及び災害対策における意思決定支援業務について、システムの導入によって全職員が自席端末にて被害及び対応状況を確認できるようにすることで、迅速な災害対応を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
災害時共有システムの導入						調査・検討	⇒	⇒	システム導入
システムの活用									システム運用方法の見直し

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	17	保育園のＩＣＴシステムの導入	担当課	幼児保育課			
					関連課	ＤＸ推進室			
現状・課題				令和３年４月から、保護者への通知については、「かまがや安心メール」を導入していますが、職員の勤怠管理や保育日誌など、多くの業務については、紙媒体での管理を行っているため、保管場所の確保や業務の効率化などが課題となっています。 また、システムを導入するにあたり、保育士の人数に応じた端末の配備、セキュリティ強化、データ通信回線の増強などの調査・検討が必要となります。					
取組概要				令和９年度に保育園ＩＣＴシステムの導入を目指して、現場保育士などの意見を反映できるよう、副園長級による導入検討会議において必要なシステムの調査・検討を行います。 また、システム導入に対応した環境整備として、セキュリティ強化、データ通信回線の増強などを実施します。 ※導入予定の業務内容 園の送迎時間の記録や延長保育・一時預りの精算、職員の勤怠管理、保育日誌、各クラスのメール配信、園児の健康管理、引継ぎ事務日誌の電子化など					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ＩＣＴシステムの導入				機能調査・検討	⇒	⇒	⇒	⇒	整備
環境整備(セキュリティ強化・回線増強など)				情報共有・調整	⇒	⇒	⇒	⇒	整備
ＩＣＴ導入方針の決定				検討	⇒	⇒	⇒	方針決定	
プロポーザル審査によるシステム事業者の選定					仕様書作成	⇒	⇒	⇒	事業者選定

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	18	健康相談記録管理システムの導入	担当課	健康増進課			
					関連課	社会福祉課・こども支援課・幼児保育課・障がい福祉課・高齢者支援課			
現状・課題				個別健康相談記録等はすべて紙媒体で保管しているため、記録の効率化や保管場所の縮小、また、担当者の不在時等にも一貫した対応ができるよう、電子化する必要があります。 個人情報保護のためのセキュリティーレベルや記録等のタブレット使用が可能かを視野にいれ、有用なシステムについて精査する必要があります。					
取組概要				きめ細かな相談対応及び業務の円滑化・効率化を図るため、紙媒体で管理している各種健康相談記録をデジタル化し、システムで管理するとともに、相談記録に関する共有方法について協議します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係課との協議（相談記録の共有方法）				協議・検討	⇒				
標準化実装オプションの内容調査及びシステム改修内容検討					協議・検討	仕様決定			
相談記録管理システムの導入						導入	継続運用	⇒	⇒
相談記録管理システム内容の見直し							協議・検討	⇒	改修

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	19	母子手帳アプリの導入	担当課	健康増進課			
					関連課	こども支援課			
現状・課題				母子健康手帳は、妊婦健診や分娩時のデータ、生後に受けた予防接種記録などを記入する手帳で、妊娠届時に配付しています。妊婦健診や予防接種記録などは紙ベースで管理する必要がありますが、現在の子育て世代はアプリ等の活用に慣れ親しんでいるため、紙ベースと併せて、妊婦健診や子どもの成長記録などをデジタルで管理できるよう、子育て世帯の利便性を高めることが求められています。 また、現在はホームページや個別通知等で情報発信を行っていますが各事業の参加率を高めること等を目的に、多様な情報発信の手段を講じることが必要です。					
取組概要				紙ベースの母子健康手帳と併せて、手軽にアクセス可能な母子手帳アプリを導入するとともに、「かまがや子育て応援アプリ」との統合を図ることで、子育て世帯の様々なニーズに対応する情報発信ツールを整備します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
先進市の調査・研究					情報収集				
関連課との協議					協議				
実施方針及び運用方針の決定					決定				
アプリの導入					準備	導入	継続運用 内容検討	⇒	⇒
市民への周知					実施	継続実施	⇒	⇒	⇒
予約システムの検証							関係課と調整		

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	20	道路通報システムの導入	担当課	道路河川管理課			
					関連課				
現状・課題				道路等損傷や不具合に関する市民等からの要望については、主に窓口及び電話での受付が中心となっていますが、その都度、現場確認まで行っている状況です。要望も多いため、その他業務の実施に影響を与えており、業務の効率化等が課題となっています。 道路通報システムを導入するにあたり、各種コスト（システム導入、ランニングコスト等）等の調査・検討が必要となります。					
取組概要				道路通報システム（アプリ）は、市民が道路の損傷や不具合を発見した際に通報するシステムで、スマートフォンのカメラとGPSを利用することで、正確な位置や情報を通報することが可能となります。 通報していただいた道路の損傷や不具合については、必要に応じて市が補修等を実施します。システムを使用することにより、市民と行政、市民と市民での情報共有を推進します。 なお、運用にあたっては、先進市の調査を行いながら検討を進め、試行運用を経た後に運用を開始します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
先進市の調査研究					調査	⇒			
事業者からの情報収集					情報収集	⇒			
試行運用						試行			
導入							導入		

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	21	下水道台帳のインターネット公開	担当課	下水道課			
					関連課				
現状・課題				現在、下水道課では窓口を設置された端末で台帳を閲覧し、その複写を閲覧者にA3版を1部10円で交付しています。複写については、年間、約2,000枚、月当たり約160枚行っております。 また、電話にて下水道管の埋設状況の問い合わせやインターネットでの閲覧要望もあり、その回答に時間を要しているところです。					
取組概要				下水道台帳のインターネット閲覧を導入します。 導入により、閲覧者は時間や場所に関係なく閲覧が可能となるため、閲覧者の利便性が向上するほか、窓口における複写の縮減により業務量の削減を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
準備作業						実施	契約		
インターネット閲覧導入作業							導入・テスト		
インターネット閲覧実施							実施	継続実施	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	22	公園台帳のデジタル化	担当課	公園緑地課			
					関連課				
現状・課題				公園台帳は都市公園法に基づき、公園管理者が作成・保管しなければならないものであり、調書及び図面で構成されています。本市では紙媒体で管理しているため、情報の更新や検索に時間を要するほか、保管場所を確保する必要があります。 現在、都市建設部において統合型GISの導入検討が進められており。公園台帳の電子化についてもその取組と歩調を合わせ、コスト（システム導入、紙資料電子化作業、ランニングコスト等）の課題を整理しながら、効率のかつ計画的に進めてまいります。					
取組概要				公園台帳をデジタル化することで、調書情報の登録や更新、図面や現地写真、公園施設の修繕履歴管理などを一元管理し、業務の効率化を図るツールとして利用することが可能となるほか、ペーパーレス化を推進します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
課題の整理				調査	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
業者選定				情報収集	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	23	小中学校の I C T 化の推進	担当課	指導室			
					関連課				
現状・課題				小中学校における学校から保護者への通知については、紙媒体が主体となっています。 また、保護者から学校への欠席の連絡方法は、連絡帳及び電話連絡となっています。 そのため、教職員の負担軽減や保護者の利便性の向上を図り、連絡方法等の電子化を検討する必要があります。					
取組概要				国の G I G A スクール構想 ^(※) により導入したクラウド及び校務システムを活用し、学校と保護者間の連絡方法等の電子化を図ります。 学校から保護者への通知については、個人情報の取扱いを含めて精査・検証し、通知手段の 1 つとして電子化を図ります。 また、保護者から学校への欠席の連絡方法は、令和 3 年度に 1 0 校で実施し、効果を検証しながら実施校を拡充し、連絡方法の 1 つとして電子化を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校から保護者への通知の電子化				検討	⇒	⇒	実施	⇒	見直し
保護者から学校への欠席連絡の電子化				1 0 校実施	実施校の拡充	⇒	⇒	見直し	実施

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	1	24	指定金融機関への振込手数料有料化の対応	担当課	会計課			
					関連課	全所属			
現状・課題				現在、振込手数料は無料であるため、基本的に請求書1枚につき1件の振り込みを行っていますが、令和7年4月からの振込手数料有料化に伴い、振込1件につき振込手数料が発生することになるため、振込手数料を抑制する必要があります。					
取組概要				令和7年度までに、新たに発生する振込手数料を抑制するため、同一日に同じ債権者（ただし、同一口座、同一名義人で、かつ債権者コードが同一のもの）に振り込む支払いを全庁的に名寄せする財務会計システムの改修を実施するとともに、債権者が名寄せしたデータをクラウド上で確認できる仕組みの導入を目指します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
財務会計システムの改修							システム改修	運用開始	⇒
支払明細システムの導入							導入準備	運用開始	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目				1	1	25	I C Tによる議会改革				担当課	議会事務局	
											関連課	行政室、D X推進室	
現状・課題							ペーパーレス化やオンライン会議等の実施に向けたタブレット端末の導入に伴い、議会報告や議案等を順次データ配信へ移行していきます。オンライン会議に向け、環境整備や研修等を行うとともに、市長事務部局とも連携して取り組む必要があります。 また、議会中継及び会議録検索システムは導入済みですが、議案等のアップロードやよりよいシステムに向け引き続き検証する必要があります。						
取組概要							各種通知、報告、議案等の紙媒体資料を、原則としてメールやクラウドサービスにより配信し、資料の整理と保存ができるようにします。 また、オンライン会議等の実施に向け、議会だより編集委員会の会議などから試行実施していきます。						
年度別計画							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
議会報告のメール配信							導入						
議案等のデータ配信							試行 導入						
議案等データ保存のためのクラウドサービスの導入							方向性の決定 試行	導入					
オンライン 会議の実施	議決 無	議員のみ参加		試行	⇒	⇒	⇒	導入					
		議員・職員の参加				方向性の検討	⇒	⇒	⇒				
	議決 有	議員のみ参加						方向性の検討	方向性の決定				
		議員・職員の参加							方向性の検討				

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

取組項目	1	2	1	各種印刷物、出版物の見直し	担当課	行政室			
					関連課	全庁			
現状・課題				書類の保管場所不足が常態化するとともに、書類の廃棄に係る費用や印刷に係る経費が増加傾向にあることから、データ化を推進する必要があります。					
取組概要				印刷物（庁内文書、資料等含む）、出版物について見直しを図り、庁内印刷にかかる適切な助言や印刷抑制の周知を行います。 また、庁内印刷や外部発注している印刷物や出版物を把握するための調査や、個別ヒアリングを実施することで、印刷物等の抑制を図るとともに、電子決裁システムの導入や、DX基本計画の推進により多くの文書が電子化されることも踏まえ、印刷物等の削減方針の策定を検討します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
印刷経費抑制にかかる庁内周知				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
印刷物に関する調査やヒアリング				調査内容検討	調査・ヒアリング実施	削減方針の策定	⇒	⇒	削減方針に基づく実施
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
印刷経費抑制に係る庁内周知		－		1回	1回	1回	1回	1回	1回
印刷用紙・コピー用紙年間発注枚数		950万枚 （過去5年間平均）		941万枚	931万枚	922万枚	913万枚	903万枚	894万枚

【算出根拠】

- 印刷経費抑制にかかる庁内周知を年に1回実施します。
○印刷用紙・コピー用紙について、年間1%削減します。

取組項目	1	2	2	公用車の適正な維持管理	担当課	契約管財課			
					関連課				
現状・課題				令和3年10月1日現在131台の公用車を保有していますが、公用車更新基準に定める経過年数を超えて使用している車両が多い状況にあります。					
取組概要				公用車更新基準に基づき庁用車の更新を行い、可能な範囲で経費が安価となる軽自動車等の小型自動車やハイブリッド車等の環境に配慮した車両の導入を図るとともに、リース方式を含めて車両の特性に応じた更新方式の検討を行います。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公用車の更新					実施	継続実施	⇒	⇒	⇒
小型車両や環境配慮車両の導入				情報収集	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更新台数		4台 (R2年度)			3台	3台	3台	1台	0台

【算出根拠】

令和4年度以降、毎年度3台の公用車を購入する計画であったが、車両調達手法の検討を行い、令和6年度はリース方式を採用した。入札により車両11台をリースし、契約期間を60ヶ月で設定したため、令和7年度及び令和8年度は車両購入を行わない。令和7年度は脱炭素社会の実現に向けてEV車導入に向けて取り組む。

取組項目	1	3	1	情報公開制度及び個人情報保護制度の充実	担当課	行政室			
					関連課	全庁			
現状・課題				情報公開や保有個人情報の開示請求の件数や問い合わせが増加傾向にあることから、制度の内容をさらに職員に周知するとともに、制度のあり方について情報収集や調査研究を行っていく必要があります。					
取組概要				公正で開かれた市政運営のため、積極的な情報公開を行うとともに、個人情報保護制度の適正な運用を図り、市民からの信頼の確保に努めます。 また、職員研修等で情報公開と個人情報保護制度の適正な運用に努めるとともに、開示請求に係る事務について先進事例等を研究し、事務の効率化について検討します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報公開及び個人情報保護に関する研修の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
個人情報保護に係る内部監査や定期点検等の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
開示事務に係る効率化の検討				先進事例の調査	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修実施回数		4回 (R2年度)		4回	4回	4回	4回	4回	4回
監査等実施件数（特定個人情報を含む）		2回 (R2年度)		2回	2回	2回	2回	2回	2回

【算出根拠】

○研修実施回数

①新採職員研修、②中級職員研修、③非常勤職員研修、④情報セキュリティ研修内で実施する研修回数

○監査等実施件数（特定個人情報を含む）

行政室から各課に依頼し実施している監査等実施件数

取組項目	1	3	2	押印の見直し	担当課	行政室			
					関連課	全庁			
現状・課題				デジタル時代を見据え、押印・書面主義・対面主義の見直しが喫緊の課題となっている中、行政手続に係る市民の負担の軽減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式に対応するため、行政手続における対面や押印の見直しを行う必要があります。					
取組概要				市民向けの押印の見直しを行うため、所要の例規整備等を進め、行政手続における市民の負担軽減を図り、市民サービスの向上につなげるものとします。 また、庁内においても事務の効率化等に向けて、押印の見直しを進めます。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民向け押印等の見直し				・見直し方針策定 ・例規等の改正 ・市民周知等	・運用開始 ・随時見直し				見直し方針の再検証
庁内向けの押印等の見直し				・庁内照会等	・方針作成 ・庁内調整	・運用開始 ・随時見直し			

※廃止する押印は、段階的に決定するため、数値目標の設定は行いません。

取組項目	1	4	1	民間活力の導入・促進	担当課	企画政策室			
					関連課				
現状・課題				職員数の適正化を推進していく中、多様化・高度化する市民ニーズに行政のみで直接対応していくことは困難な状況にあります。そのため、民間にできることは民間に委ね、市が重点的かつ戦略的に取り組むべき事業、職員の能力を最大限に発揮できる事業への職員配置や財源確保を図り、市の資源最適化と経費の削減を図る必要があります。					
取組概要				予算編成、行政評価など、あらゆる機会を捉えて、自らが所管する事務事業について、民間委託等の必要性を積極的に検討します。 検討にあたっては、新たに設置する民間活力検討会議を活用し、費用対効果、市民サービスへの影響や手法を検討します。 また、民間委託等の導入が可能と判断されたものについては、当該業務の範囲や業務量などを公開し、民間事業者等から広く提案を募集する方法を検討します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
民間委託導入に向けた方針の検討				検討	⇒	⇒	⇒	方針策定	
方針に基づく導入意向調査の実施								実施	継続実施
民間活力検討会議の開催 (必要に応じて)				実施	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
民間活力検討会議の開催		－		1回	1回	1回	1回	1回	1回

【算出根拠】

民間活力検討会議を年1回開催します。

取組項目	1	4	2	指定管理者制度の運用方法及び導入施設の検証	担当課	企画政策室			
					関連課				
現状・課題				市内１７カ所の公の施設に指定管理者制度を導入していますが、モニタリング方法や募集方法などについて検証する必要があります。					
取組概要				指定管理者制度に関するモニタリング方法や募集方法に関する統一方針の改訂を行うほか、新たな指定管理者制度の導入については、毎年度に各課への意向確認を行った上で、先進市などの調査を行うなど継続的に検証します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
統一方針の改訂				ガイドラインの策定（改訂）	ガイドラインの運用推進	⇒	調査検証	⇒	⇒
指定管理者制度導入に関する意向調査及び検討				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
指定管理者制度実施施設におけるモニタリングの実施					実施	継続実施	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指定管理者制度導入に関する意向調査の実施回数		1回 (R2年度)		1回	1回	1回	1回	1回	1回

【算出根拠】

○指定管理者制度導入に関する意向調査を毎年度1回行います。

取組項目	1	5	1	施設の維持管理の効率化及び長寿命化の推進	担当課	営繕室			
					関連課	企画政策室、契約管財課			
現状・課題				本市の公共施設は、建設から３０年以上経過している公共建築物が約７０％を占めており、老朽化が進んでいる状況となります。そのため、施設の適正な維持管理及び更新に多額の費用を要することが見込まれます。					
取組概要				公共施設の維持管理に係る営繕業務を計画的に行うことにより、市有建築物長寿命化計画における施設の劣化状況評価に対する健全項目の割合を上昇させ、長寿命化を図ります。 また、中長期的な視点から効果的かつ効率的な施設のあり方などを検証し、公共施設の適正配置や利活用を促進します。					
年度別計画				令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
大規模改修工事の優先順位について検討				老朽化、劣化度調査、判定の見直し	⇒	実施計画との調整	老朽化、劣化度調査、判定の見直し	⇒	実施計画との調整
包括委託の検討				長寿命化等検討会議による検討	委託の範囲、内容の精査、仕様の決定、積算	⇒	包括委託の方針決定、準備	⇒	包括委託の開始
公共施設等総合管理計画の見直し				総務省通知に基づく見直し	精査・検討	⇒	⇒	⇒	次期推進期間（Ｒ９～）開始に伴う見直し
市有建築物長寿命化計画の見直し				情報収集、調査	⇒	⇒	⇒	⇒	総合管理計画に基づく見直し
施設の適正規模・適正配置及び利活用				先進自治体の検証	必要データの収集・分析	個別施設再編に向けた関係部局との調整	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
公共施設の劣化状況評価における健全項目の割合		66.0% (R2年度)		66.7%	67.4%	68.1%	68.8%	69.5%	70.0%

【算出根拠】

市有建築物長寿命化計画において施設ごとに屋上、外壁、内部、電気、機械の5項目について、「A：概ね良好 B：部分的に劣化 C：広範囲に劣化 D：早急に対応」まで4段階の評価を行っております。

総対象項目は、現状値は209（42棟×5項目－1）項目、目標値は（仮称）東部地区児童センターの新築により、214（43棟×5項目－1）項目とします。

また、A・B判定を現在の138項目から150項目にすることを目標とします。

・現状値：A・B判定138項目 $138/209 = 66.0$ （R2）

・目標値：A・B判定150項目 $150/214 = 70.0$ （R8）

取組項目	1	6	1	公共施設の照明器具のＬＥＤ化	担当課	契約管財課			
					関連課	各施設所管課			
現状・課題				公共施設の照明は、その多くで蛍光灯を使用していますが、令和１２年までに蛍光灯の販売等が終了する見込みとなっています。 そのため、電気使用量の削減を図るといった面を含めて、照明器具のＬＥＤ化を実施していく必要があります。					
取組概要				各公共施設の照明器具のＬＥＤ化を計画的に実施することにより、エネルギー使用の低減を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各公共施設の状況の把握				調査					
更新の手法の選定				調査	検討				
各公共施設を含めた実施方針の策定・ＬＥＤ化の実施					方針策定	実施	継続実施	⇒	⇒

※実施方針や実施場所が未定であるため、効果額などの数値目標は設定していません。

取組項目	1	6	2	都市公園における公園灯のＬＥＤ化	担当課	公園緑地課			
					関連課	こども支援課			
現状・課題				公園灯は、その多くで水銀灯を使用していますが、令和３年以降の水銀灯の製造等が禁止となるなど国の規制が開始されました。 そのため、電気使用量の削減を図るといった面を含めて、公園灯のＬＥＤ化を実施していく必要があります。					
取組概要				公園灯のＬＥＤ化を計画的に実施することにより、電気使用量の削減を図ります。					
年度別計画				令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
設置状況の調査、事業手法の決定				調査 情報収集	検討	⇒			
業者選定				契約	契約	契約	契約	契約	契約
公園灯のＬＥＤ化の実施				実施	実施	実施	実施	実施	実施
数値目標		現状値		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
公園灯のLED化の実施灯数		0灯 (R2年度)		12灯	24灯	30灯	73灯	51灯	25灯

【算出根拠】R 6

公園維持管理に要する経費：19灯

(内訳) 手通公園1灯、富里第二公園1灯、南向第二公園2灯、木戸脇第二公園1灯、北向公園1灯、藤台第二公園2灯、新鎌ふれあい公園8灯、長谷津第二公園1灯、新鎌ヶ谷四丁目公園1灯、新鎌ヶ谷二丁目公園1灯

公園施設長寿命化事業：59灯

(内訳) 貝柄山公園20灯、市制記念公園39灯(全て室内灯)

取組項目	1	6	3	学校施設等の照明器具のＬＥＤ化	担当課	教育総務課			
					関連課	生涯学習推進課 文化・スポーツ課			
現状・課題				学校施設等の照明は、その多くで蛍光灯や水銀灯を使用していますが、令和３年以降の水銀灯の製造等が禁止となるなど国の規制が開始されました。 そのため、電気使用量の削減を図るといった面を含めて、照明器具のＬＥＤ化を実施していく必要があります。					
取組概要				学校施設等の照明器具のＬＥＤ化を計画的に実施することにより、電気使用量の削減を図ります。					
年度別計画				令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
学校施設の照明器具ＬＥＤ化の現場調査・検討				現場調査 検討	⇒				
学校施設の照明器具ＬＥＤ化の実施					①設計	①工事 ②設計	②工事 ③設計	③工事 ④設計	④工事
生涯学習施設の照明器具ＬＥＤ化の現場調査・検討・実施					①現場調査 ①検討	①設計	①工事 ②現場調査 ②検討 ②設計	①工事 ②工事 ③現場調査 ③検討 ③設計	③工事 ④現場調査 ④検討
スポーツ施設の照明器具ＬＥＤ化の実施（市民体育館）							設計 工事	工事	
数値目標		現状値		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
照明器具のＬＥＤ化の実施施設数		0施設 (R2年度)				4施設	4施設	6施設	4施設

【算出根拠】

- 令和５年度：鎌ヶ谷小学校、東部小学校、南部小学校、鎌ヶ谷中学校（４校実施）
- 令和６年度：北部小学校、道野辺小学校、第二中学校、第三中学校、（４校実施）
- 令和７年度：学校：西部小学校、中部小学校、第四中学校（３校実施予定）
スポーツ施設：福太郎アリーナ、その他施設クラブハウス等
生涯学習施設：北部公民館、図書館
- 令和８年度：学校：初富小学校、五本松小学校、第五中学校（３校実施予定）
生涯学習施設：生涯学習推進センター

柱 2	自主財源の確保 【15項目】
-----	----------------

取組項目	2	1	1	課税客体の捕捉の強化	担当課	課税課			
					関連課				
現状・課題				市民税については、市への法定調書が未提出の事業所や、確定申告が必要なケースでも、所得税の源泉徴収のみで申告を行っていない者などが毎年一定数おり、課税客体の捕捉が課題となっています。 固定資産税については、新京成線の高架化や都市計画道路整備事業の進捗等に伴う街並みの変化、土地利用の変更等を正確な課税に反映させるため、地図情報システムを活用し、課税客体の捕捉を強化する必要があります。					
取組概要				関係機関との連携を図り、賦課資料の取得や未申告の調査を強化します。 また、地図情報システムを活用し、土地・家屋（課税客体）の異動を正確かつ効率的に把握していきます。 さらに、家屋評価システムの導入や税通オンライン化に伴うシステムの構築など、デジタル化を進め正確で効率的な作業に繋がります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
未申告調査の徹底				継続実施	見直し検討・実施	実施	継続実施	見直し検討・実施	実施
法定調書等の活用				継続実施	見直し検討・実施	実施	継続実施	見直し検討・実施	実施
不適正扶養否認				継続実施	見直し検討・実施	実施	継続実施	見直し検討・実施	実施
地図情報システムの活用				用途・状態調査ソフト更新	標準宅地等調査ソフト更新	路線調査ソフト更新	用途・状態調査仕様の見直し検討ソフト更新	標準宅地等調査機器リプレイス・ソフト更新	路線調査ソフト更新
家屋評価システムの導入				調査・検討	方針決定	実施	継続実施	⇒	⇒
税通オンライン化に伴うシステムの構築				連携機能構築・導入	情報収集・運用	⇒	システムの見直し・検討	情報収集・運用	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
未申告等勧奨・調査回数		4回 (R2年度)		4回	4回	4回	4回	4回	4回

【算出根拠】

未申告調査 2 回 法定調書調査 1 回 不適正扶養調査 1 回

取組項目	2	1	2	市税等の徴収率向上		担当課	収税課		
						関連課	全庁		
現状・課題				市税は、収入の根幹をなすもので、税負担の公平性を確保する滞納対策の強化が課題となります。 また、新型コロナウイルス感染症などの様々な環境要因により、安定した市税等の収入の確保が困難になるおそれがあります。					
取組概要				徴収業務に効果的に取り組み、徴収環境の整備を推進することなどで、徴収率の向上を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
動産公売などの滞納処分の強化				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
現年度徴収対策の強化				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
多様な納付チャンネルの導入				調査・導入	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
預貯金オンライン照会支援システムWeb化				準備	導入				
各種滞納金対策本部会議等における各種滞納金の対策の強化				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画効果額		—		4,268千円	8,536千円	12,805千円	17,073千円	21,342千円	25,610千円
計画徴収率		97.28% (R2年度)		97.31%	97.34%	97.37%	97.40%	97.43%	97.46%

【算出根拠】

計画効果額 = R2年度調定額(14,228,210,552円) × (計画徴収率 - R2年度徴収率(97.28%))

計画徴収率 = R2年度の徴収率(97.28%)を基準に、毎年度0.03ポイントの改善を目標とします。

取組項目	2	1	3	国民健康保険料の徴収率向上	担当課	保険年金課			
					関連課				
現状・課題				令和２年度徴収率は８４．０６％となっていますが、厳しさを増す国民健康保険財政を安定させるために、さらなる徴収率の向上が必要となっています。					
取組概要				きめ細やかな徴収努力により、徴収率の向上を図り、保険料の収入を確保します。 また、各種滞納金対策本部会議等による意見交換、会計年度任用職員（徴収業務指導員）の活用により徴収能力の向上を図ります。					
年度別計画				令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
休日・夜間納付相談の実施等による納付相談の充実・実態調査の強化				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
預貯金オンライン照会支援システムWeb化				準備	導入				
滞納処分及び執行停止等メリハリのある滞納整理の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
多様な納付チャンネルの導入				調査・導入	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画効果額		－		795千円	1,591千円	2,387千円	3,183千円	3,979千円	4,774千円
計画徴収率		84.06% (R2年度)		84.09%	84.12%	84.15%	84.18%	84.21%	84.24%

【算出根拠】

計画効果額 = R2年度調定額(2,652,703,475円) × (計画徴収率 - R2年度徴収率(84.06%))

計画徴収率 = R2年度の徴収率(84.06%)を基準に、毎年度0.03ポイントの改善を目標とします。

○千葉県の実行方針における令和5年度までの達成目標の現年の徴収率93.02%を令和2年度に達成したため、令和3年度以降の目標徴収率は現年・過年の合算とし、令和2年度の実績値(84.06%)に毎年0.03ポイントずつ向上させます。

取組項目	2	1	4	保育料の徴収率向上	担当課	幼児保育課			
					関連課				
現状・課題				滞納者に対するきめ細かな相談等によって、徴収率の向上や滞納額の削減を進めるとともに、過年度滞納者のうち、特に市外転出者に対し納付相談を実施し、徴収につなげる必要があります。 また、納付方法については、口座振替（口座振替割合令和2年度実績：96％）と納付書のみとなっており、市民サービスの向上のため、多様化を検討する必要があります。					
取組概要				各種滞納金対策本部会議において、滞納管理実務者研修を実施するなど連携を強化し、徴収技術の向上を図る必要があります。 また、モバイル収納等の多様な納付方法について検討します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
納付相談の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
文書催告・滞納処分の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
口座振替の推進				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
各種滞納金対策本部会議との連携				研修等の連携 内容の検討	実施方法 の検討	継続実施	⇒	⇒	⇒
多様な納付チャンネルの導入				納付方法の調査・検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画効果額		－		83千円	166千円	249千円	332千円	416千円	499千円
計画徴収率		97.27% (R2年度)		97.32%	97.37%	97.42%	97.47%	97.52%	97.57%

【算出根拠】

計画効果額＝R2年度の調定額（166,452,337円）×（計画徴収率－R2年度徴収率97.27%）

計画徴収率＝R2年度の徴収率（97.27%）を基準に、毎年度0.05ポイントの改善を目標とします。

取組項目	2	1	5	放課後児童クラブ保護者負担金の徴収率向上	担当課	こども支援課				
					関連課					
現状・課題				放課後児童クラブの保護者負担金の徴収については、徴収率の向上及び利用者の利便性の向上を図るため、きめ細かな相談を行うとともに、現在行っている口座振替（口座振替割合令和２年度実績：８７．１％）及び納付書以外の納付方法について検討する必要があります。 また、職員の徴収業務に関する資質の向上も図る必要があります。						
取組概要				口座振替の推進や滞納者との接触強化を実施するとともに、コンビニ収納やモバイル収納等による納付方法を検討します。 また、職員の徴収に関する資質の向上を図るため、徴収業務の研修に参加します。						
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
文書催告・滞納処分の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
口座振替の推進				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
各種滞納金対策本部会議との連携				研修等の連携 内容の検討	実施方法 の検討	実施	継続実施	⇒	⇒	
多様な納付チャンネルの導入				調査・検討	調査・検討	⇒	⇒	⇒	⇒	
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画効果額		－		519千円	566千円	613千円	660千円	708千円	755千円	
計画徴収率		94.90% (R2年度)		96.00%	96.10%	96.20%	96.30%	96.40%	96.50%	

【算出根拠】

計画効果額 = R2年度調定額(47,204,400円) × (計画徴収率 - R2年度徴収率(94.90%))

計画徴収率 = R2年度の徴収率(94.90%)を基準に、毎年度0.1ポイントの改善を目標とします。(R3年度は1.1ポイント)

取組項目	2	1	6	介護保険料の徴収率向上			担当課	高齢者支援課	
							関連課		
現状・課題				口座振替やコンビニ納付による納付方法の拡大などによる利便性の向上や、滞納者への臨戸調査、納付相談による分納等の勧奨を実施しています。今後、被保険者のさらなる利便性の向上を図るとともに、滞納者に対しては、資産調査等を通じ滞納処分を強化する必要があります。					
取組概要				介護保険事業の安定した運営を図るため、介護保険料の徴収方法についての周知や介護保険料滞納者への納付相談等を通じて公平な負担を求め、介護保険料の徴収率の向上を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コンビニ収納等の周知				周知	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
納付相談の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
文書催告、滞納処分の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
各種滞納金対策本部会議との連携				研修等の連携 内容の検討	実施方法 の検討	実施	継続実施	⇒	⇒
多様な納付チャンネルの導入				納付方法の 調査・検討	導入・周知	運用・周知	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画効果額		－		944千円	1,888千円	2,832千円	3,776千円	4,720千円	5,664千円
計画徴収率		96.91% (R2年度)		96.96%	97.01%	97.06%	97.11%	97.16%	97.21%

【算出根拠】

計画効果額＝R2年度の調定額（1,888,297,640円）×（計画徴収率－R2年度徴収率96.91％）

計画徴収率＝R2年度の徴収率（96.91％）を基準に、毎年度0.05ポイントの改善を目標とします。

取組項目	2	1	7	公共下水道料金の徴収率向上		担当課	下水道課		
						関連課			
現状・課題				上下水道料金徴収一元化により、現年度分の徴収率は、高水準で推移しています。今後も徴収率を維持していくためには、支払方法を拡充していく必要があります。また、料金徴収一元化前の滞納繰越分については、徴収率が低い状況にあります。					
取組概要				公共下水道料金の徴収率向上として、口座振替への利用促進を図るほか、クレジット払いの導入を進めます。 また、滞納繰越分については、各種滞納金対策本部会議等による意見交換や休日合同納付相談会を実施し、収納率向上を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
口座振替の促進				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
多様な納付チャンネルの導入				検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
民間委託による滞納繰越分の徴収率向上				継続実施	⇒	⇒	⇒		
各種滞納金対策本部会議との連携								研修等により連携内容検討及び実施	継続実施
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画効果額		－		2,256千円	4,513千円	6,770千円	9,026千円	11,283千円	13,540千円
計画徴収率		96.70% (R2年度)		96.90%	97.10%	97.30%	97.50%	97.70%	97.90%

【算出根拠】

計画効果額 ＝ R2年度調定額(1,128,360,837円) × (計画徴収率－R2年度徴収率(96.70%))

計画徴収率 ＝ R3年5月末における徴収率(96.70%) (現年度＋過年度) を基準に、毎年度0.2ポイントの改善を目標とします。

取組項目	2	1	8	学校給食費の徴収率向上	担当課	給食管理室			
				関連課					
現状・課題				学校における働き方改革に関する総合的な方策として、学校給食費は、令和2年度から公会計化を導入しましたが、学校における徴収に比べて、徴収率が低下しています。 公共サービスの受益者負担の適正化を図るため、多様な手段を用いて徴収率を向上する必要があります。					
取組概要				公共サービスの受益者負担の適正化を図り、学校給食利用者の公平性を確保するため、学校との連携を図るなど、徴収対策の強化を推進します。 また、口座振替の登録していない保護者の利便性を確保するため、多様な納付チャンネルの導入を検討します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
文書催告、滞納処分の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
口座振替の推進				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
学校との連携（情報提供等収納マニュアルの作成）				検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
多様な納付チャンネルの導入						検討	⇒	⇒	導入
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画の効果額		－		204千円	378千円	523千円	636千円	724千円	783千円
計画徴収率（現年）		98.65% (R2年度)		98.70%	98.75%	98.80%	98.85%	98.90%	98.95%
計画徴収率（過年）		12.75% (R2年度)		12.80%	12.85%	12.90%	12.95%	13.00%	13.05%

【算出根拠】

○計画効果額

①児童数の将来推計から、給食費の将来推計を算出したうえで、各年度の調定見込額を算出

②「現年及び過年度の徴収率が令和2年度決算と同率である場合の徴収見込額（A）」と「現年及び過年度の徴収率が令和2年度決算から年0.05ポイントずつ向上した場合の徴収見込額（B）」との差から算出。

計画効果額＝（B）－（A）

○計画徴収率

①現年度：R2年度徴収率98.65%から年0.05ポイントずつ向上することを見込み算出

②過年度：R2年度徴収率12.75%から年0.05ポイントずつ向上することを見込み算出

取組項目	2	2	1	手数料、使用料の見直し	担当課	財政室			
					関連課	全庁			
現状・課題				公の施設に関する使用料は、受益者負担の原則及び適正化の考え方を示し、定期的な見直しを実施しています。 なお、実際に使用料を改定する際には、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済情勢、施設の稼働状況、施設整備や改修費用等も踏まえ、公平性や透明性を確保して行う必要があります。					
取組概要				平成19年度に策定した「公の施設に関する使用料の見直し方針及び改定基準」（令和2年度改定）に基づき使用料の改定を実施します（3年に1回見直し）。 また、新たに「手数料の見直し方針」を策定します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公共施設使用料：「使用料の見直し方針」に基づく改定の実施（3年に1回の見直し）						検討の結果 改定見送り		改定	
「手数料の見直し方針」を策定し、使用料と併せて改定の実施					検討	⇒	検討の結果 策定見送り		策定
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
使用料見直しによる効果額		—							5,000千円
手数料見直しによる効果額		—					方針策定後に決定		

【算出根拠】

平成19年に改定した時に得られた収入額の実績と同程度の額を効果額としています。

取組項目	2	3	1	未利用地の売却促進と有効活用	担当課	契約管財課			
					関連課				
現状・課題				未利用地については、積極的に売却を進めていますが、面積・地形などの理由で売却に適していない土地の有効利用を検討する必要があります。					
取組概要				未利用地の売却を促進するとともに、有効活用を図るため、市ホームページに普通財産の土地を公開し、土地売却や貸付等を行います。なお、市ホームページの公開状況を注視し、土地購入や貸付等の要望が無い場合には広告付き看板の設置を行うこととします。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
旧第二学校給食センター跡地の売却				継続実施	⇒	売却	開業に向けた事業者との協議	⇒	開業
売却可能な土地の選定及び売却				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
広告付き看板の設置				情報収集	⇒	課題等の整理・検証	継続	⇒	⇒
市ホームページへの掲載							実施	継続	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
売却地の件数		0件 (R2年度)			2件				
広告付き看板の設置件数		—						未利用地の売却状況に鑑み設置件数を決定する。	

【算出根拠】

○売却地の件数

売却促進のための看板を設置している売却地1件及び旧第二学校給食センター跡地の売却を目標とします。

○広告付き看板の設置件数

実施に向け課題整理を行い令和7年度に試行運用で1件を目標としていましたが、市ホームページに普通財産の土地を公開したので、令和7年度以降は売却状況に鑑み設置件数の目標を決定します。

取組項目	2	3	2	自動販売機設置事業者の入札等	担当課	契約管財課・人事室			
					関連課				
現状・課題				自動販売機を設置する際には、入札やプロポーザルを実施することで、貸付料収入の確保を図っていますが、施設内が乱雑とならないよう台数に配慮する必要があります。					
取組概要				公共施設内の自動販売機について、入札により事業者の選定を行うとともに、施設の特性等に応じてプロポーザル方式などによる事業者の選定を行います。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入札による事業者の選定				4台入札	10台入札		2台入札	12台入札	
プロポーザル方式による事業者の選定							プロポーザル実施		

※自動販売機の設置台数は増加しない予定のため、効果額は数値目標に設定していません。

令和2年度実績：市庁舎7台3,885,094円、屋上及び地下の自動販売機4台253,956円

取組項目	2	4	1	企業誘致の推進	担当課	商工観光課			
					関連課				
現状・課題				進出企業の用地確保に繋がるマッチングシステムの活用を促進するほか、企業・地権者訪問などを実施していますが、一定規模の企業誘致が進まない状況となっています。 今後も市の企業誘致支援制度のPRなどのソフト施策を進めるとともに、インフラ整備や用途変更などのハード施策の両輪で事業を展開する必要があります。					
取組概要				企業誘致基本計画、企業誘致促進条例及び施行規則に基づき、企業・地権者訪問などを実施するとともに、企業立地奨励金等を活用し、企業誘致の推進を図ります。 また、中心市街地の活性化につながる企業誘致及び将来の土地活用に向けて検討していきます。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
企業誘致支援制度のPR				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
不動産会社・金融機関との連携				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
企業誘致推進協議会の開催				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新鎌ヶ谷駅南側の土地活用の実施と進出支援						検討	実施	進出支援	⇒
都市的土地利用検討地域の抽出							検討	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
企業誘致件数		-		1件		1件		1件	

【算出根拠】

・計画値及び実績値

市制度や市有地等を活用して誘致した企業数で計上

※令和6年度当初計画では条例に基づく企業立地奨励金の交付を受けた企業件数で計上することとしていましたが、企業誘致の実情と一致しないため計画値、実績値とも上記計上方法としました。

取組項目	2	4	2	デジタルサイネージの実施及び行政情報の積極的な発信	担当課	企画政策室			
					関連課	広報広聴室、まちづくり室、市民課			
現状・課題				平成30年度の市ホームページリニューアルに伴い、年々アクセス数が増加し、広告効果が高まっている状況を活かした取組みを行う必要があります。 また、デジタルサイネージについては、施設等の所管課と調整のうえ、実施可能な施設等を継続的に検証する必要があります。					
取組概要				デジタルサイネージの設置や市ホームページのバナー広告により、広告料収入を確保します。市ホームページのバナー広告については、広告代理事業者による委託方式を実施します。 また、デジタルサイネージについては、新たに新鎌ヶ谷駅の東武線改札口前への設置や、新規設置場所を検討するため、施設等の所管課と調整を行います。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市庁舎に設置済みの2台の継続実施（デジタルサイネージ）				継続実施	プロポーザルの実施	継続実施	⇒	⇒	⇒
新鎌ヶ谷駅の東武線改札口前への設置（デジタルサイネージ）				業者との調整	設置	継続運用	⇒	⇒	⇒
新規設置の検討（デジタルサイネージ）					施設等の所管課との調整	⇒	⇒	⇒	⇒
デジタルサイネージ等による行政情報の発信				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市ホームページへの有料広告の掲載				委託事業の実施	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画効果額（新規・拡大のみ）		4,148千円（R2年度）		75千円	240千円	1,740千円	1,740千円	1,740千円	1,740千円

【算出根拠】

○現状値（①＋②）

①市庁舎に設置されているデジタルサイネージ2台から得られる収入額

⇒R2年度決算額：3,848千円

②市ホームページの収入額

⇒R2年度決算額：300千円

○市ホームページの委託方式による計画効果額（R3年度～）

R3年度 収入見込み額（375千円）－R2年度収入額（300千円）＝75千円

R4年度～ 収入見込み額（540千円）－R2年度収入額（300千円）＝240千円

○新鎌ケ谷駅の東武線改札口前への設置により得られる計画効果額（R5年度～）

収入見込み額（1,500千円）－R2年度収入額（0円）＝1,500千円

取組項目	2	4	3	ネーミングライツの継続実施及び新たな導入対象の検討	担当課	企画政策室			
					関連課	文化スポーツ課			
現状・課題				ネーミングライツは、歳入確保の有効な手段であるが、現在、導入施設はスポーツ施設のみとなり、新たな導入施設の検討が課題となっています。 また、他市では公共施設以外でもネーミングライツを導入し、歳入確保につなげている事例があるため、こうした事例を調査研究し、新たな導入について検討する必要があります。					
取組概要				施設の愛称として、企業名や商品名などを命名する権利を設定し、歳入増を図ります。ネーミングライツを導入済みの施設については、継続的に実施するとともに、新たな導入施設等について、施設等の所管課と調整を行います。 また、市が実施する事業に冠を付けるなど、新たな導入対象について、検討を行います。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ネーミングライツの継続実施				契約の更新	契約の更新		命名権取得者との調整	契約の更新	
新たな導入施設の検討				調査研究	施設所管課との調整	⇒	⇒	⇒	公募の実施
新たな導入対象(イベント等)の検討				調査研究	⇒	⇒	⇒	導入検証	実施
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
導入施設数		4施設 (R2年度)		4施設	4施設	4施設	4施設	4施設	5施設

【算出根拠】

現在の導入施設数4に加え、令和8年度に1施設の導入を目指します。

取組項目	2	4	4	ふるさと納税制度の活用	担当課	財政室			
					関連課	企画政策室			
現状・課題				市民の他自治体へのふるさと納税により、市税の減収が見られることから、市のPRに繋がる返礼品の拡充を行い、寄附額の向上が求められています。 また、企業版ふるさと納税については、市内に本社がある企業からの寄附を対象外としていることから、市外の企業への認知度をどのように上げていくかが課題となります。					
取組概要				総務省が定める基準を遵守し、「納税者が応援したい地域に寄附をする」というふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、鎌ヶ谷市らしい返礼品事業を実施します。一定の寄附金が歳入されるとともに、使途の公表等により、市の魅力向上にも繋がります。 また、企業版ふるさと納税については、対象事業のホームページへの掲載方法の改善など、関連する企業にPRできる周知方法を検討するとともに、寄附企業を紹介するサービスの導入を進めます。加えて、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを導入し、財源確保を目指します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
返礼品発送事務及びホームページ等による寄附状況等の公表				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新たな返礼品導入の検討				検討・導入（随時）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ふるさと納税事務の委託化				検討・実施	実施	継続実施	⇒	⇒	⇒
企業版ふるさと納税のPR方法の検討及び寄附企業紹介サービスの導入				検討・実施	実施	継続実施	⇒	⇒	⇒
クラウドファンディングの導入							方針策定・募集	選定・実施	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふるさと納税寄付金効果額		15,486千円（R2年度）		10,514千円	19,514千円	44,514千円	64,514千円	74,514千円	84,514千円

【算出根拠】

○令和2年度実績15,486千円を令和8年度に100,000千円とすることを目標とします。

○計画効果額=収入見込み額（100,000千円）－R2年度収入額（15,486千円）=84,514千円

柱 3	財政基盤の安定・強化 【7項目】
------------	-------------------------

取組項目	3	1	1	義務的経費を除く経常的経費の抑制	担当課	財政室			
				関連課	全庁				
現状・課題				財政健全化計画に定めている減債基金繰入金を公債費から差し引いた額で算出した経常収支比率は、令和2年度は95.2％と令和元年度の96.2％から1.0ポイント改善しましたが、財政健全化計画に掲げる95％未満を達成するため、さらなる抑制対策の取組みが必要となります。					
取組概要				毎年度の予算編成において、経常的経費の抑制に関する手法を検討し、全庁的に事務事業の見直しや業務改善に取り組みます。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算編成手法の検討・見直し				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
経常的経費の抑制				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経常収支比率		95.2% (R2年度)		95％未満	95％未満	95％未満	95％未満	95％未満	95％未満

【算出根拠】

※減債基金繰入金を公債費から差し引いた額で算出した経常収支比率とします。

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、計画期間の前半である令和5年度決算までは、経常収支比率が95%以上となることを許容します。

取組項目	3	1	2	歳出全般の効率化と財源配分の重点化		担当課	財政室		
						関連課	全庁		
現状・課題				令和２年度決算が確定した後に策定した中期財政見通しでは、令和５年度以降、財源不足が生じる見込みとなります。 また、令和３年度以降は財政調整基金の年度末残高が財政健全化計画の目標値である１９億円を下回る見込みであるため、さらなる効率化と重点化の取組みが必要となります。					
取組概要				毎年度の予算編成において、歳出全般の効率化と財源配分の重点化に関する手法を検討します。					
年度別計画				令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
予算編成手法の検討・見直し				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
財源配分の効率化及び重点化				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
経常収支比率		95.2% (R2年度)		95%未満	95%未満	95%未満	95%未満	95%未満	95%未満

【算出根拠】

※減債基金繰入金を公債費から差し引いた額で算出した経常収支比率とします。

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、計画期間の前半である令和5年度決算までは、経常収支比率が95%以上となることを許容します。

取組項目	3	1	3	財政健全化計画に基づく中長期的な財政運営の確立	担当課	財政室			
					関連課				
現状・課題				財政健全化計画に掲げる数値目標の達成には、行財政改革推進プランにおける取組みと連携し、継続的かつ計画的な行財政改革を推進する必要があります。					
取組概要				持続可能な行財政運営を確立するためには、中長期的な視点が必要不可欠であるため、財政健全化計画において数値目標を設定するとともに、予算編成後と決算後に中期財政見通しを策定します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
財政健全化計画の策定・更新				策定					
中期財政見通しの更新及び公表				策定・公表	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
予算編成への活用				活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経常収支比率		95.2% (R2年度)		95%未満	95%未満	95%未満	95%未満	95%未満	95%未満
財政調整基金年度末残高		17.5億円 (R2年度)		19億円	19億円	19億円	19億円	19億円	19億円

【算出根拠】

※減債基金繰入金を公債費から差し引いた額で算出した経常収支比率とします。

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、計画期間の前半である令和5年度決算までは、経常収支比率が95%以上となることを許容します。

※新型コロナウイルス感染症の影響による財政状況を鑑み、令和5年度決算までは、一時的に年度末残高が19億円未満となることを許容します。

取組項目	3	1	4	財務会計システムの検証及び統一的な基準による地方公会計制度の活用		担当課	財政室		
						関連課			
現状・課題				財務会計システムは職員の意見やシステム会社の提案により、随時見直しをしています。また、地方公会計制度に係る財務書類や指標等について継続的に公表していますが、効果的な活用に取り組む必要があります。					
取組概要				財務会計システムは、入力方法等の事務の効率化を継続的に検証します。また、地方公会計制度は、予算編成や公共施設の中長期的な修繕や更新費用など将来の見通しを含めた管理方法などに活用します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
財務会計システムの改良点の抽出及び予算要求				改良点抽出	予算要求	改良点抽出 予算要求 改修	⇒	⇒	⇒
財務書類等の作成及び公表				実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
財務書類等の活用方法の検討及び庁内共有				検討	活用案策定	方針決定	活用方法検討	⇒	活用
数値目標		現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
財務会計システムに係る庁内意見とりまとめ		－	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
財務書類等の作成及び公表		1回 (R2年度)	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
財務書類等の活用方針の決定		－			実施				

【算出根拠】

○財務会計システムに係る庁内意見とりまとめ

令和3年度以降毎年改良点について庁内で意見聴取を行い、有効性について検討し、必要に応じて電算協議及び予算要求を行うため実施します。

○財務書類等の活用方針の決定

令和5年度の方針決定に向け国の「地方公会計の推進に関する研究会」等での議論や先進自治体の事例を収集し、各所属において有効な活用方法を検討します。

取組項目	3	2	1	単独扶助費、補助金等、負担金・分担金の見直し	担当課	財政室			
					関連課	全庁			
現状・課題				単独扶助費は、増加傾向にあるとともに、補助金等、負担金・分担金についても硬直化が見られることから、見直しが必要な状況です。					
取組概要				単独扶助費、補助金等、負担金・分担金について、事務事業評価や補助金チェックシート等により、十分な見直しを図るとともに、予算編成の中でその必要性を検証します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事務事業評価等を活用した予算編成、議会への提出				検証	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経常収支比率		95.2% (R2年度)		95%未満	95%未満	95%未満	95%未満	95%未満	95%未満

【算出根拠】

※減債基金繰入金を公債費から差し引いた額で算出した経常収支比率とします。

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、計画期間の前半である令和5年度決算までは、経常収支比率が95%以上となることを許容します。

取組項目	3	3	1	給与・手当の適正化	担当課	人事室			
					関連課				
現状・課題				国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を勘案し、給与の適正化を行っています。 また、職員の業務量は増加することが見込まれますが、時間外勤務の抑制のため、更なる事務の最適化・効率化等に取り組む必要があります。					
取組概要				適正な公務員給与水準の維持・確保のための人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告を考慮し、給与及び手当の適正化を図ります。 また、ワークライフバランスを考慮した働き方を目指し、効率的な業務の推進により、時間外勤務を抑制します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給与の適正化				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
手当の適正化				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
時間外枠配分、一斉定時退庁の実施				見直し	実施	見直し	実施	継続実施	⇒
ワークライフバランスを考慮した勤務方式の検討				見直し	⇒	実施	継続実施	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間外勤務時間数（枠配分ベース）		63,839時間（R2年度）		65,692時間	前年度実績から1%減	前年度実績から1%減	前年度実績から1%減	前年度実績から1%減	前年度実績から1%減

【算出根拠】

令和2年度時間外63,839時間

令和3年度枠配分65,692時間

取組項目	3	3	2	定員・組織の適正化	担当課	人事室			
					関連課				
現状・課題				市民サービスの向上や効率的な業務の推進につなげるため、職員・再任用職員・会計年度任用職員等の体制について、ヒアリング等を通じて総合的に検討しています。 新たに生じる業務等については、各所属所が主体的かつ弾力的に対応できる組織体制づくりが必要となります。					
取組概要				定員適正化計画（令和3年2月改定）に基づき、政策課題や業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、組織見直しの基本方針に基づき、組織の見直しや部門別管理等を実施します。 また、定年延長への対応を考慮した定員適正化計画の見直し、人員配置を実施します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定員管理の徹底				継続実施	⇒	定員適正化計画見直し	実施	⇒	定員適正化計画見直し
職員、再任用、会計年度任用職員の適正配置				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
組織の見直し				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
部門別管理の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
定年延長に伴う対応				情報収集・制度設計	制度改正	61歳定年の対応	⇒	62歳定年の対応	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
職員一人あたり人口（人口/職員数）		147.0人（R2年度）		147.0人	147.0人	147.0人	147.0人	147.0人	147.0人

※定年延長について

定年については、令和5年4月1日に施行される地方公務員法の改正に伴い、令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げられ、65歳まで延長することが決定しています。

【算出根拠】

定員適正化計画について、現在、令和3年度から令和5年度の計画となっており、3年毎に計画の改定を行います。目標値は、職員一人あたりの人口となります。

柱 4	行革プラン推進に向けた取組み 【5項目】						
------------	-----------------------------	--	--	--	--	--	--

取組項目	4	1	1	行政評価結果による市政運営の推進	担当課	企画政策室			
					関連課	全庁			
現状・課題				行政評価制度は、行政評価実施要綱に基づき、事務事業評価は毎年度、政策及び施策評価は2年毎に実施することで効果的かつ効率的な市政の推進を図っています。 このような中、新たな総合基本計画が令和3年度にスタートしたため、この計画に対応した行政評価制度の内容の見直しが必要です。					
取組概要				政策、施策、事務事業を定期的に評価・検証し、その結果を実施計画や予算編成等に活用します。 また、令和3年度からスタートする総合基本計画に対応するため、行政評価の見直しを行います。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事前評価の実施						施策評価 事務事業評価			政策評価 施策評価 事務事業評価
事後評価の実施				施策評価 事務事業評価	事務事業評価	政策評価 事務事業評価	施策評価 事務事業評価	事務事業評価	政策評価 事務事業評価
行政評価の見直し				評価方法の見直し	行政評価システムの導入検討	⇒	評価方法の見直しの検討		
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行政評価結果の公表		1回 (R2年度)		1回	1回	1回	1回	1回	1回

【算出根拠】

行政評価の結果について、市の広報やホームページ等で年1回公表します。

取組項目	4	2	1	車座集会による業務改善等の推進	担当課	企画政策室			
					関連課	全庁			
現状・課題				車座集会は、これまで、全庁版、各部局主催版に加え、新任管理職や女性職員を対象にするなど、実施方法の拡充を図っています。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施を見送りましたが、今後も感染状況を踏まえた開催方法を検討するとともに、より発言しやすく、提案しやすい実施方法を検討する必要があります。					
取組概要				市の抱える行財政課題について、企画、人事、組織、財政部門の管理職と一般職員が直接対話し、各所属所で抱える課題等を含めて、意見交換を行うとともに、市の財政状況、行財政改革の必要性、経営的な視点などに関する職員の意識醸成を図ります。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた開催方法の検討を行います。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
車座集会の実施				行革版の開催	実施方針に基づく実施	継続実施	⇒	⇒	基本計画版の開催
実施方法等の見直し					見直し検討				
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
車座集会等への参加人数 (累計)		2,393人 (R2年度)		2,500人	2,600人	2,700人	2,800人	2,900人	3,000人

【算出根拠】

平成19年度から令和3年度までの累計参加人数 2,500人
 前期基本計画に掲げる令和8年度の累計参加目標人数 3,000人
 各年度100人の参加を目標とします。

取組項目	4	2	2	人材育成の推進	担当課	人事室			
					関連課	全庁			
現状・課題				鎌ヶ谷市人材育成基本方針に基づき、目指す職員像を明確にするとともに、求められる能力の実現を図るため、職員採用、人事異動、能力開発（研修）、人事評価制度などを実施しています。 特に、人事評価制度は、人材育成、職員のやる気向上、能力の実証を目的としていますが、評価方法、評価結果の集計、給与や任用への反映などの業務改善が課題となっています。					
取組概要				本市の職員像となる「市民のために使命感と責任感を持った職員」「チャレンジ精神をもって行動する職員」「組織力を活かせる職員・チームワークを大切にする職員」を目指すため、試験方法などを調査研究するとともに、計画的かつ効果的な研修及び人事評価制度などを実施します。 なお、人事評価制度を効果的かつ効率的に実施するため、人事評価システムを導入します。 また、階層別研修等の柔軟な受講を可能とし、研修に参加する職員の負担軽減を図るため、研修動画視聴システムを導入します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人材育成基本方針の改定						検討	改定	新たな方針による実施	継続実施
研修の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
研修動画視聴システムの導入							導入に向けた検討	導入	
職員採用試験の調査・研究				試験内容の見直し	調査研究	⇒	⇒	⇒	⇒
人事評価制度の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
人事評価システムの導入				検証	導入				
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修受講人数(階層別、実務、派遣)		963人 (R2年度)		963人	1,000人	1,100人	1,200人	1,300人	1,400人

【算出根拠】

研修受講人数は、平成30年度1,419人、令和元年度1,305人となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は963人と減少しております。今後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら新しい研修方法を導入することで、研修受講人数を増やします。（人数は、同一人物が複数の研修を受けた場合、複数カウントとします。）

取組項目	4	2	3	窓口サービスの向上	担当課	人事室			
					関連課	全庁			
現状・課題				市役所全体のイメージアップと市民サービスの向上などを図るため、平成27年12月に『窓口対応向上プロジェクト（あいさつ全力宣言）』を開始し、①挨拶プラス1運動 ②電話対応の7つの心得 ③庁内放送での周知 ④窓口サービスアンケートを実施しています。 平成28年度に実施した窓口サービスアンケート結果では、市民の満足度は85.5%でありましたが、継続的に職員の意識醸成を図るとともに、市民に分かりやすく親切な窓口となるよう研究が必要です。					
取組概要				階層別の研修等の中で、接遇又は窓口サービス向上に関する内容を実施するとともに、窓口対応向上プロジェクトに基づき、職員への周知、意識醸成を図ることで、市民の満足度の向上を図ります。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
接遇研修の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
窓口対応向上プロジェクト ①挨拶プラス1運動 ②電話対応の7つの心得 ③庁内放送での周知 ④窓口サービスアンケート				プロジェクト①～④の実施 ④の結果等の周知	プロジェクト①～③の実施	プロジェクト①～④の実施 ④の結果等の周知	プロジェクト①～③の実施	⇒	プロジェクト①～④の実施 ④の結果等の周知
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
窓口対応の研修参加数		140人 (R2年度)		140人	150人	150人	150人	150人	150人
窓口サービスの満足度		91.2% (R3年度)				90%以上			90%以上

【算出根拠】

○窓口対応の研修参加数

①新規採用職員研修②初級職員研修③中級職員研修④接遇研修⑤主査補研修の合計（窓口研修を実施するもの）

※令和2年度実績140人

○窓口サービスの満足度

窓口に来庁する市民に、窓口サービスの満足度のアンケートを実施するもの。

取組項目	4	3	1	協働の推進	担当課	市民活動推進課			
					関連課	全庁			
現状・課題				少子高齢化の進展や人間関係の希薄化、ライフスタイルの変化など、社会環境の変化に伴い、市民公益活動に参加する人数等は年々減少しています。また、行政と市民公益活動団体との協働に比べ、行政と事業者、市民公益活動団体と事業者・自治会との協働は少ない傾向にあります。 このような中、社会の変化に伴う多様なニーズに行政のみで応えていくことには限界があることから、多様な主体間の協働に向けて関係性構築を図る必要があります。					
取組概要				「鎌ヶ谷市協働のためのアクションプラン22」に掲げる4つの未来像「①多様な人（主体）の連携が相乗効果を生み出す」「②市民が地域の活動を知り、誰でも気軽に参加できる」「③市民公益活動団体が組織力を上げ、持続的な活動ができる」「④行政が協働に向けて取り組める体制を強化している」の実現を目指し、各施策を計画的に実施することで、多様な主体間の協働を推進します。					
年度別計画				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協働研修の実施				継続実施	⇒	⇒	⇒	見直し	⇒
協働アドバイザー（※）による相談体制の強化				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
関係性構築に向けた交流会の実施					実施	継続実施	⇒	⇒	⇒
数値目標		現状値		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協働研修の理解度		92.3% (R元年度)		70%	72%	74%	76%	78%	80%
協働アドバイザーによる相談件数		119件 (R2年度)		150件	152件	154件	156件	158件	160件

【算出根拠】

○協働研修の理解度

出席した職員が研修の内容を概ね理解することを目標とします。

○協働アドバイザーによる相談件数

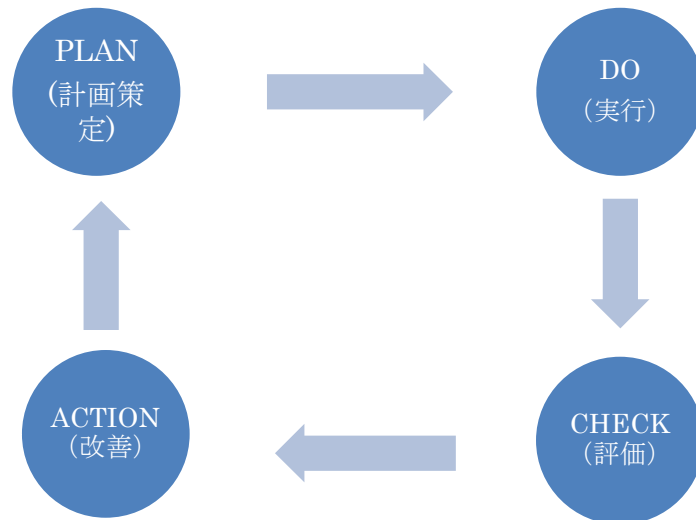
現状値から相談体制の強化による増加を踏まえた目標とします。

8 推進体制

(1) PDCAサイクル検証の徹底

掲げた計画を単に実行するだけでなく、効果的で効率的な質の高い成果を生み出すため、P（計画策定）→D（実行）→C（評価）→A（改善）サイクルの検証を徹底し、発展的で持続性の高い行財政運営を目指します。

なお、年度当初の年度計画・達成状況と半年後の進捗状況の確認により、確実に計画を進められるよう、進行管理を行っていきます。



(2) 全庁的な推進体制及び公表

行財政改革の推進にあたっては、副市長を本部長とする「鎌ケ谷市行財政改革推進本部」を中心に、全庁体制で取り組み、市全体の進捗状況や成果の取りまとめは行財政改革推進室が行います。

なお、公表については、広報紙やホームページを通じて公表し、本計画の実効性及び透明性を確保します。

(3) 検討会議の常設

行財政改革推進プラン策定時点及び策定後においても、集中的かつ重点的に取り組む項目を選定し、継続的に審議・検討することで、行財政改革を積極的に推進することを目的として検討会議を常設します。

ア 公共施設長寿命化等検討会議

大規模改修の優先順位、施設の適正規模及び適正配置、利活用の検討、公共施設照明LED化、包括的な施設管理委託、今後の方針などを検討します。

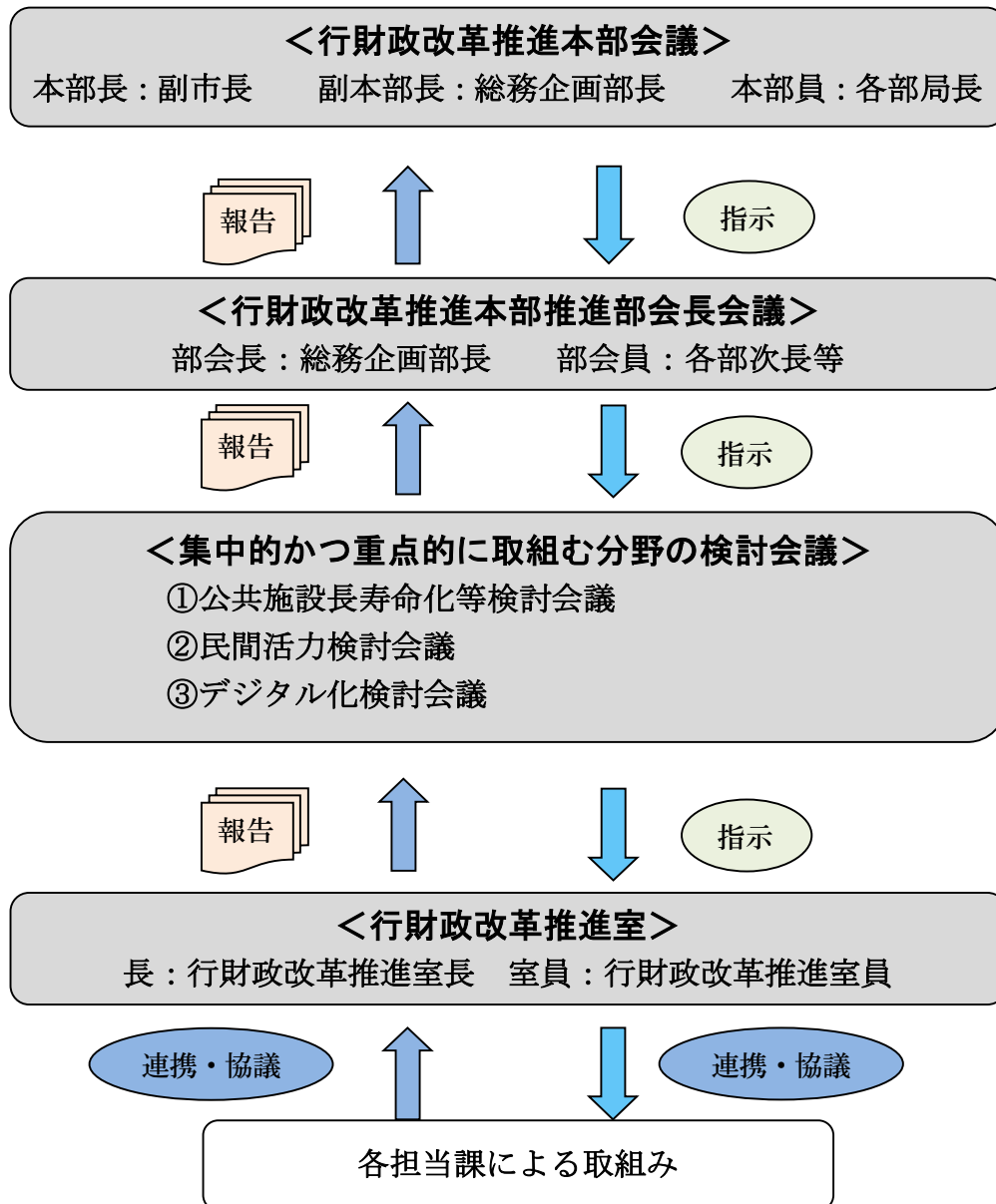
イ 民間活力検討会議

指定管理者制度や民間委託の導入、PFIなど、PPP^(※)の手法により、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）の活用を検討します。

ウ デジタル化検討会議

ＡＩ－ＯＣＲ、ロゴフォームの活用促進、国が進めているシステムの標準化、デジタル化などを検討します。

<推進体制の体系図>



第4章 資料編

1 用語解説

【ア行】

◆RPA

Robotic Process Automationの略であり、コンピュータ上で行う定型作業を、ソフトウェアにより代行・自動化する技術

◆AI-OCR

紙の書類を画像として読み取り、その画像データから文字を抜き出して、テキストデータに変換するOCRとAIを融合したもので、非定型の帳票等の読み取りが可能となる技術

◆AIチャットボットサービス

制度や手続きなどの問い合わせに対し、AIによる対話方式で回答するサービス機能

◆LGWAN-ASP

行政専用の閉域ネットワークであるLGWANにおいて、地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者及びそのサービス

【カ行】

◆GIGAスクール構想

子供たち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するための構想

◆基準財政需要額

地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額

◆協働アドバイザー

協働や市民公益活動等に関する知識が豊富であり、行政、市民公益活動団体、事業者等にアドバイスができる人材として市が雇用する専門家

◆経常収支比率（P19参照）

経常的な収入となる一般財源（市税、交付税など）が、経常的な経費（人件費、扶助費、公債費など）に充てられた割合で、収支の弾力性を図る財政指標

◆減債基金

市債（借金）の償還（返済）を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられている基金

◆健全化判断比率（P 19 参照）

「地方公共団体における財政の健全化に関する法律」に基づき地方公共団体における財政の健全性を判断するために設定された財政指標

◆公債費

地方債の発行の際に定められた条件により毎年度必要となる元金の償還及び利子の支払に要する経費

【サ行】

◆財政調整基金（P 19 参照）

経済状況の悪化等に伴う財源不足や災害などの不測の事態に備えるため、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金

◆GIS

Geographic Information Systemの略であり、地域情報や設備台帳などを地図情報と関連付けて管理し、加工・分析し、表示する地理情報システムのこと。また、統合型GISとは、複数の部局が利用するデータを各部局が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと

◆実質公債費比率

収入に対する債務返済額の比率を示す財政指標

◆指定管理者制度（P 5 参照）

平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正に伴い、公の施設の管理に民間の知識、技術力（ノウハウ）を活用することで、住民サービスの向上と管理運営経費の削減等を目的に、民間事業者等に施設の管理運営を行わせるもの

◆将来負担比率

将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

◆セミセルフレジ

手数料の計算等は職員が行い、利用者は料金精算のみを行う現金自動精算機

◆早期健全化基準

実質公債費比率や将来負担比率などの4つの財政指標で、財政の早期健全化を図るべき基準として国が定める数値

【タ行】

◆デジタルサイネージ

屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称

【ハ行】

◆PFI（P5参照）

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法の一つで、安価で優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的とするもの

◆PPP

行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとするもの（PFI、指定管理者制度、包括的民間委託など）

【マ行】

◆マイキープラットフォーム

マイキーIDを活用し、公共施設の利用、民間のポイントサービス等の様々なサービスIDを取りまとめ、マイナンバーカード1枚で利用できるようにする仕組み

【ラ行】

◆臨時財政対策債

地方財政収支の不足額を補てんするため、地方公共団体が特例として発行する地方債

2 計画の策定体制



3 計画の策定過程

【令和2年度】

7月22日	第3次行財政改革推進プラン策定要領の決定
7月30日	各所属からの取組検討シートの作成依頼
8月4日	職員提案の募集
1月13日	第3次行財政改革推進プランの策定期限の延期決定

【令和3年度】

4月20日	行政評価（事務事業評価）実施に係るデジタル化及び民間委託につながる案件の提出依頼
4月21日～4月28日	取組検討シートに関するヒアリングの実施
5月6日	第3次行財政改革推進プラン策定要領の一部変更の決定 （新たな検討会議の設置、車座集会の開催など策定体制やスケジュールの変更）
5月24日～7月8日	行革版車座集会の実施 （入庁1～3年目全7回、主査相当職全2回）
7月28日～8月13日	推進部会の開催（全13回）
11月18日	行財政改革推進本部推進部会長会議の開催
11月29日	行財政改革推進本部会議の開催
12月10日	市議会への意見照会
12月14日～1月14日	パブリックコメントの実施
1月24日	パブリックコメントの結果について連絡会議に報告
1月26日	第3次行財政改革推進プラン策定

4 鎌ヶ谷市行財政改革推進本部設置規程

平成6年7月20日訓令第17号

改正

(中略)

令和7年7月24日訓令第11号

(設置)

第1条 本市における行財政改革の総合的かつ効率的な推進を図るため、鎌ヶ谷市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革推進計画の策定、実施に関する調整及び進行管理に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長には総務企画部長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長になる。

- 2 本部長は、必要があると認められるときは、本部員以外の職員を会議に出席させることができる。

(推進部会)

第6条 本部に推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の名称、所掌事項及び構成員は、別表第2のとおりとする。
- 3 部会に別表第2に掲げる部会長を置く。
- 4 部会は、部会長が招集し、総括するものとする。
- 5 部会長は、必要があると認められるときは、当該部会に属さない職員の出席を求め意見を

聞くことができる。

6 部会は、所掌事項について調査研究し、本部長に報告するものとする。

7 本部長は、必要に応じて、推進部会長会議を開催することができる。

(検討会議)

第7条 本部長は、必要に応じて、検討会議を設置することができる。

2 検討会議の名称、所掌事項及び構成員は、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 本部の事務局は、総務企画部企画財政課に置く。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年7月25日から施行する。

(中略)

この訓令は、令達の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

教育長
市民生活部長
健康福祉部長
都市建設部長
会計管理者
生涯学習部長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
議会事務局長
消防長

別表第2（第6条関係）

部会名	所掌事項	構成員
総務企画部推進部会	総務企画部の業務に関する計画案の検討	◎総務企画部次長 総務課長、行政室長、人事室長、DX推進室長、企画財政課長、企画政策室長、財政室長、行財政改革推進室長、秘書広報課長、広報広聴室長、契約管財課長、課税課長、収税課長、その他、総務企画部長が募集及び指名する者
市民生活部推進部会	市民生活部の業務に関する計画案の検討	◎市民生活部次長 市民課長、保険年金課長、クリーン推進課長、環境課長、農業振興課長、商工観光課長、ファイターズファーム連携推進室長、市民活動推進課長、男女共同参画室長、安全対策課長、その他、市民生活部長が募集及び指名する者
健康福祉部推進部会	健康福祉部の業務に関する計画案の検討	◎健康福祉部次長 社会福祉課長、障がい福祉課長、こども支援課長、こども総合相談室長、幼児保育課長、高齢者支援課長、健康増進課長、その他、健康福祉部長が募集及び指名する者
都市建設部推進部会	都市建設部の業務に関する計画案の検討	◎都市建設部次長 都市計画課長、都市政策室長、開発指導室長、まちづくり室長、道路河川整備課長、北千葉道路・栗野バイパス推進室長、道路河川管理課長、建築住宅課長、営繕室長、下水道課長、公園緑地課長、その他、都市建設部長が募集及び指名する者

生涯学習部推進部会	生涯学習部の業務に関する計画案の検討	◎生涯学習部次長 教育総務課長、学校教育課長、学務保健室長、指導室長、給食管理室長、生涯学習推進課長、文化・スポーツ課長、その他、生涯学習部長が募集及び指名する者
消防本部推進部会	消防本部の業務に関する計画案の検討	◎消防本部次長 消防総務課長、予防課長、警防課長、中央消防署長、くぬぎ山消防署長、鎌ケ谷消防署長、その他、消防長が募集及び指名する者
行政委員会推進部会	行政委員会の業務に関する計画案の検討	◎農業委員会事務局長 会計課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、議会事務局次長、その他、各事務局長が募集及び指名する者

◎部会長

5 行財政改革推進プランに係る検討会議設置要領

令和3年5月25日市長決裁

第1 趣旨

この要領は、鎌ケ谷市行財政改革推進本部設置規程（平成6年鎌ケ谷市訓令第17号）第7条の規定により、検討会議の名称、所掌事項及び構成員など、必要な事項を定めるものとする。

第2 検討会議の目的

検討会議は、行財政改革推進プラン策定時点及び策定後においても、集中的かつ重点的に取り組む項目を選定し、継続的に審議・検討することで、行財政改革を積極的に推進することを目的とする。

第3 検討会議の名称、所掌事項及び構成員等

設置する検討会議、各検討会議の所掌事項、構成員等は次のとおりとする。

なお、主管課は、検討する内容に応じて、関係する所属所を構成員として招集することができる。

（1）公共施設長寿命化等検討会議

ア 所掌事項

大規模改修の優先順位、施設の適正規模及び適正配置、利活用の検討、公共施設照明LED化、包括的な施設管理委託、今後の方針など

イ 主管課

建築住宅課

ウ 構成員

企画政策室、契約管財課、各公共施設の所管課の職員

（2）民間活力検討会議

ア 所掌事項

指定管理者制度の導入、民間委託の導入など

イ 主管課

企画財政課 企画政策室

ウ 構成員

検討内容に応じて、主管課が指名した所属所の職員

（3）デジタル化検討会議

ア 所掌事項

AI-OCR、ロゴフォームの活用促進、国が進めているシステムの標準化、デジタル化など

イ 主管課

総務課 DX推進室

ウ 構成員

企画政策室、その他検討内容に応じて、主管課が指名した職員

第4 会議の開催

- (1) 会議は、必要に応じて、各検討会議の主管課が開催する。
- (2) 議長は、主管課の所属長が務めるものとし、会議の議事進行を行う。
- (3) 会議は、所属長以外にも、必要に応じて、所属職員が参加する。
- (4) 主管課は、会議終了後「検討会議会議録（要約版）」を作成し、構成員と情報の共有を図り、本部長（副市長）決裁のうえ、行財政改革推進室に提出する。

附 則

この要領は、令和3年5月25日から施行する。

改訂履歴

第2版（令和4年6月改訂）

- （1）新規取組項目の追加（2項目）
- （2）取組内容及び実施時期等の変更（9項目）

第3版（令和4年10月改訂）

- （1）取組内容及び実施時期等の変更（7項目）

第4版（令和5年8月改訂）

- （1）取組内容及び実施時期等の変更（11項目）

第5版（令和5年10月改訂）

- （1）新規取組項目の追加（1項目）
- （2）取組内容及び実施時期等の変更（3項目）

第6版（令和6年7月改訂）

- （1）取組内容及び実施時期等の変更（19項目）

第7版（令和6年10月改訂）

- （1）新規取組項目の追加（5項目）
- （2）取組内容及び実施時期等の変更（7項目）
- （3）別冊に掲載されていた取組項目（3項目）を本編に統合し、別冊を廃止。
- （4）取組項目 NO. の記載変更

第8版（令和7年7月改訂）

- （1）取組内容及び実施時期等の変更（22項目）

第9版（令和7年10月改訂）

- （1）取組内容及び実施時期等の変更（2項目）

鎌ヶ谷市第3次行財政改革推進プラン

第1版：令和4年1月

第2版：令和4年6月

第3版：令和4年10月

第4版：令和5年8月

第5版：令和5年10月

第6版：令和6年7月

第7版：令和6年10月

第8版：令和7年7月

第9版：令和7年10月

発 行：鎌ヶ谷市

編 集：鎌ヶ谷市 総務企画部 企画財政課 行財政改革推進室

〒273-0195

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

電 話 047-445-1141